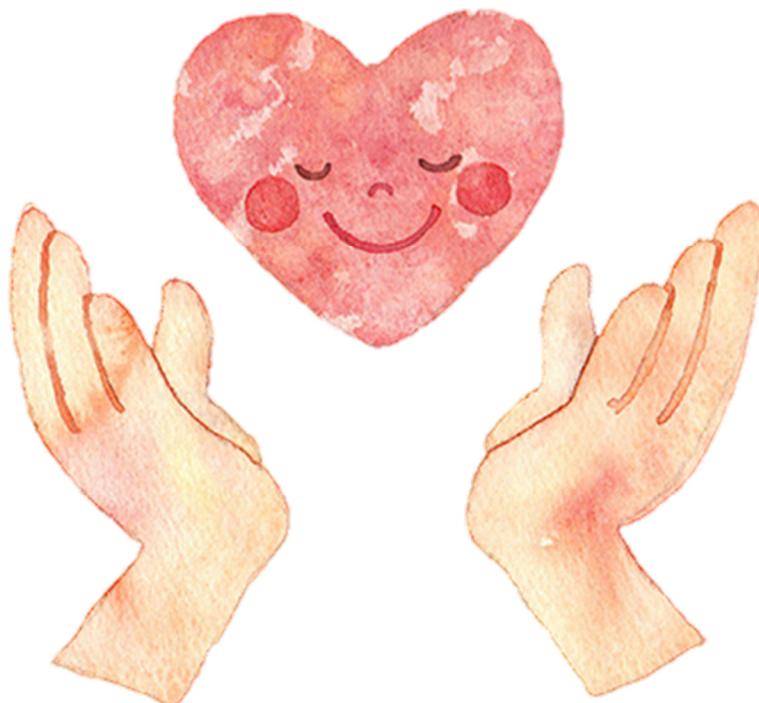


第3次 恵那市人権施策推進指針

一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、
共に支え合う 共生社会のまち 恵那



平成 30 年 3 月
恵那市

はじめに

人権とは、人が幸せに生きるための権利であり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別を超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。

人権施策推進指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に位置づけられ、行政、市民、関係機関等が相互に協力しながら、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するための指針です。

このたび、「一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、共に支え合う共生社会のまち 恵那」を基本理念とし取り組んできた第2次恵那市人権施策推進指針の期間終了に伴い、これまでの基本理念を承継し、人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に支え合う共生社会を目指し、第3次恵那市人権施策推進指針を策定いたしました。

この指針は、昨今の少子高齢化、国際化や情報化の進展など、私たちの生活環境や社会情勢の変化、また、子どもの貧困問題やインターネット上での人権侵害、性的指向・性自認を理由とする差別や偏見など新たな人権問題への対応が求められるなか、市民の皆様の意見を反映するため、市民意識調査、人権施策推進会議、庁内の専門部会、パブリックコメントなどの場を通じて策定いたしました。

恵那市では、平成28(2016)年3月に第2次恵那市総合計画を策定し、将来像を「人・地域・自然が輝く交流都市～誇り・愛着を持ち 住み続けるまち～」とし、将来像を実現するためには必要な分野として、「安心 快適 活力」の3つの理念を定め、未来へつなぐ「輝くまち」を目指してまちづくりを進めています。

第3次恵那市人権施策推進指針は、第2次恵那市総合計画を最上位の計画とする指針です。加えて、現在重点的施策として進めている「はたらく」「たべる」「くらす」のうち「はたらく」「くらす」についての指針となります。すべての人が人間として尊重され、自由かつ平等であり、差別されない社会を目指し、さらに、安心して暮らすこと、安全に暮らすこと、生き生きと暮らすこと、快適に暮らすことを目指し、ひいては誰もが住みたくなるような恵那であることを目指し進めてまいりますので、市民の皆様の積極的な参画、ご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、この指針の策定にあたり、意識調査などにご協力いただいたすべての市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

恵那市長 小坂 喬峰



目次

第1章 策定の背景	1
1 策定の趣旨	1
2 國際的な動向	2
3 国内の動向	3
4 県内の動向	4
5 市内の動向	4
第2章 恵那市の人権施策を取り巻く状況	5
1 アンケート調査の実施概要	5
2 人権施策を取り巻く現状・課題	5
第3章 指針の基本的な考え方	8
1 基本理念	8
2 基本的な視点	8
3 指針の位置づけ	9
4 指針の期間	10
5 指針の体系図	11
第4章 基本的施策の推進	12
1 人権教育の推進	12
2 人権啓発の推進	14
3 相談・支援体制の充実	15
4 人権にかかわりの深い分野の職員に対する研修	16
第5章 分野別人権施策の推進	17
1 女性の人権	17
2 子どもの人権	20
3 高齢者の人権	23
4 障がい者の人権	26
5 同和問題	29
6 インターネットによる人権侵害	32
7 外国人の人権	34
8 感染症患者などの人権	36
9 刑を終えて出所した人の人権	38
10 その他の人権	39

第6章 指針の推進	43
1 指針の推進体制	43
2 指針の進行管理	43
第7章 資料集	44
1 用語解説	44
2 参考資料	50

本指針には、行政用語や専門的な言葉が多く記載されています。これらの言葉については、※印を付けており、巻末の用語解説に説明を記載しておりますので、ご参照ください。

第1章 策定の背景

1 策定の趣旨

「人権」は誰もが生まれながらにして持つ権利です。すべての人間は生まれながらして自由であり、人間として生きるための権利を持ちます。

本市では、平成20（2008）年3月に「恵那市人権施策推進指針」を策定し、一人ひとりが個性や違いを認め合える共生社会^{*}のまちを目指して人権教育^{*}や人権啓発^{*}に関する施策に取り組んできました。また、平成25（2013）年には指針を見直した「第2次恵那市人権施策推進指針」を策定し、女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の人権にかかる施策に取り組んできました。

一方、昨今は人口減少や少子高齢化、国際化や情報化の進展等により私たちが暮らす環境は大きく変化しており、さまざまな生活課題や福祉課題を持つ人が増加しています。このような社会情勢の変化により、子どもの貧困の問題や、インターネット上での人権侵害、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見、外国人へのいわゆるヘイトスピーチ^{*}等新たな人権問題等が社会問題になっており、対応が必要となっています。

「第3次恵那市人権施策推進指針」（以下「本指針」という。）は、「第2次恵那市人権施策推進指針」の期間満了にともない、こうした社会状況や本市の現状を踏まえ、人権施策をいっそう充実するために策定しました。

2 国際的な動向

20世紀、2度の悲惨な大戦を経験し多くの被害を出した人類は、平和と人権が尊重されることの大切さを学びました。

昭和23（1948）年、国連総会で採決された「世界人権宣言※」では、こうした経験から「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。

その後国連では、「人種差別撤廃条約※」「国際人権規約※」「女子差別撤廃条約※」「子どもの権利条約※」等、数多くの人権に関する条約を採択・発行するとともに、加盟国に対しても批准・加入を求め、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

一方で、世界では冷戦終結後も民族や宗教の違いや、国際的な利権争いから各地で紛争や対立が絶えず、難民の発生など深刻な人権問題が表面化し、国際社会全体で人権問題について対策を講じることが喫緊の課題とされてきました。

こうした流れを受け、平成6（1994）年、第49回国連総会において平成7（1995）年からの10年間を「人権教育のための国連10年※」とすることが決議され、各国に対しても国内行動計画を定めることが求めされました。10年が経過した後は、平成16（2004）年、第59回国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。第1フェーズ（2005－2007）では初等・中等学校制度における人権教育の推進、第2フェーズ（2010－2014）では高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重きがおかれ、現在は第3フェーズ（2015－2019）として、これまでの取り組みの強化と、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点とし、取り組みが進められています。

3 国内の動向

我が国では、昭和 22（1947）年に施行した基本的人権※の尊重を基本原理の一つとする「日本国憲法」やその考えを踏まえた「教育基本法」に基づき、人権にかかる取り組みを進めてきました。それ以降も「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」などの諸条約への批准を進めてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題では、昭和 40（1965）年に同和対策審議会※の答申を受け、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」（同対法）が施行されました。その後、「地域改善対策特別措置法」（地対法）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行され、同和対策事業が進められてきました。平成 28（2016）年には、部落問題解消のため国や地方公共団体が相談体制の充実や教育啓発を行う「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、各自治体で取り組みが行われています。

そのほか、女性や子ども、障がい者、外国人などのさまざまな人権問題についても、国際的な動きを踏まえた取り組みが進んでいます。

人権問題全般の動きとしては、国連の「人権教育のための国連 10 年」を受けて平成 9（1997）年に『『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画』が策定されました。また同年、5 年間の時限立法として「人権擁護施策推進法」が施行され、これを受けた人権擁護推進審議会が設置され、人権教育や啓発に関する審議が行われました。

平成 12（2000）年にはこうした施策をいっそう推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき平成 14（2002）年、「人権教育・啓発に関する基本計画※」が策定されました。平成 23（2011）年には一部変更が行われ、「北朝鮮当局による拉致問題等」が加わっています。

こうした法整備が進むなかでも、人権をめぐる解決すべき課題は依然として多く、「第 2 次恵那市人権施策推進指針」策定以降も、平成 26（2014）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）の改正、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）の施行、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の施行、平成 28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の施行等、法整備が進んでいます。

4 県内の動向

岐阜県では、平成 15（2003）年3月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みが進められています。さらにDV*や子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題に対応するために、平成 20（2008）年に第一次改定、平成 25（2013）年3月に第二次改定が行われています。

人権施策の推進については、平成 10（1998）年5月に設置された「岐阜県人権施策推進連絡協議会」で府内の人権関係部局での連携のもと事業が展開されています。

人権啓発事業の推進については、平成 12（2000）年に設置された「岐阜県人権啓発センター*」において、人権に関する講座や人権相談等が行われています。

人権教育については、「岐阜県人権教育基本方針」に基づいた「岐阜県人権教育協議会」において推進されています。特に、人権教育における行動力の育成を図る取り組みとしては平成 18（2006）年度より「ひびきあいの日*」を設け、人権感覚を高める教育に取り組んでいます。

また、近年では毎年 12 月 4 日から 10 日までの人権週間*において、「人権啓発フェスティバル in ぎふ」を開催し、啓発による人権意識の高揚や教育に取り組んでいます。

5 市内の動向

恵那市では、平成 16（2004）年 10 月に6市町村が合併してから、10 年以上が経過しました。平成 28（2016）年には「第 2 次恵那市総合計画*」を策定し、「人・地域・自然が輝く交流都市 ～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～」を将来像として掲げています。個別計画では女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権について扱い、施策を推進しています。

人権教育及び人権啓発に関しては、平成 20（2008）年3月に「恵那市人権施策推進指針」、平成 25（2013）年には見直しを行い「第 2 次恵那市人権施策推進指針」を策定し、さまざまな人権問題に総合的かつ効果的に取り組むための方向性や施策等を示しています。

近年は、行政や教育委員会を中心に、広報や講演会などのさまざまな機会を通じ、人権教育や啓発、人権意識の醸成に向けた施策を推進しています。

第2章 恵那市の人権施策を取り巻く状況

1 アンケート調査の実施概要

本市における人権問題や課題を把握するため、指針の見直しに合わせてアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象：市内 20 歳以上の一般市民

調査票の配布・回収方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成 29 (2017) 年 3 月 8 日～3 月 23 日

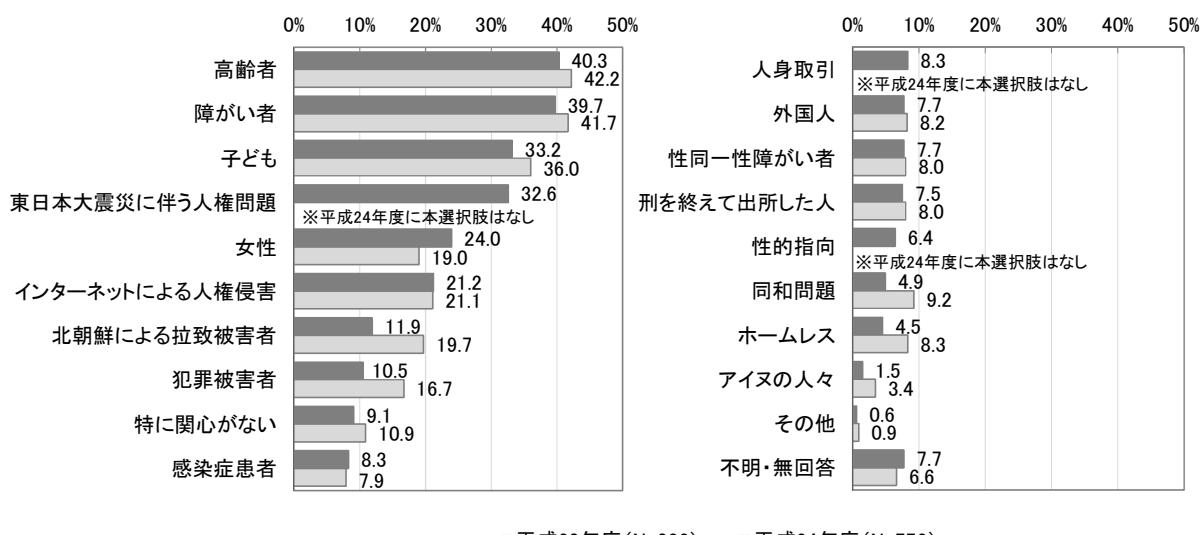
配布数・回収数：2,000 件／822 件（有効回収率 41.1%）

2 人権施策を取り巻く現状・課題

(1) 人権課題の中で関心のあるもの

人権問題の中で関心のあるものは、「高齢者」が 40.3% と最も高く、次いで「障がい者」が 39.7% となっています。平成 24 (2012) 年度の調査と比較すると、「女性」が増加している一方、他の項目では減少しており関心の低下がみられます。平成 28 (2016) 年度の調査の新たな選択肢である「東日本大震災に伴う人権問題」は 32.6% と関心が高くなっています。

■人権課題の中で関心のあるもの

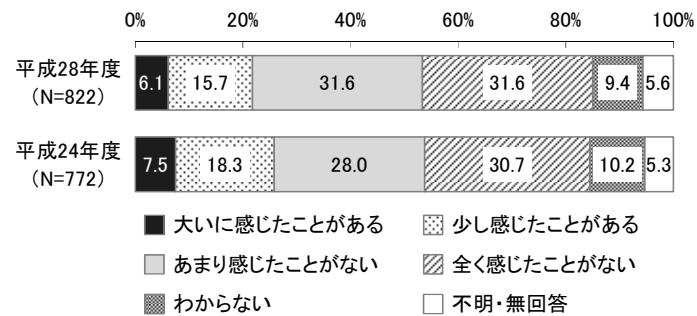


■ 平成28年度(N=822) □ 平成24年度(N=772)

(2)自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたこと

自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたことについては、『感じたことがある』（「大いに感じたことがある」「少し感じたことがある」）が21.8%、『感じたことがない』（「あまり感じたことがない」「全く感じたことがない」）が63.2%となっています。平成24(2012)年度の調査と比較すると、『感じたことがある』が減少しています。

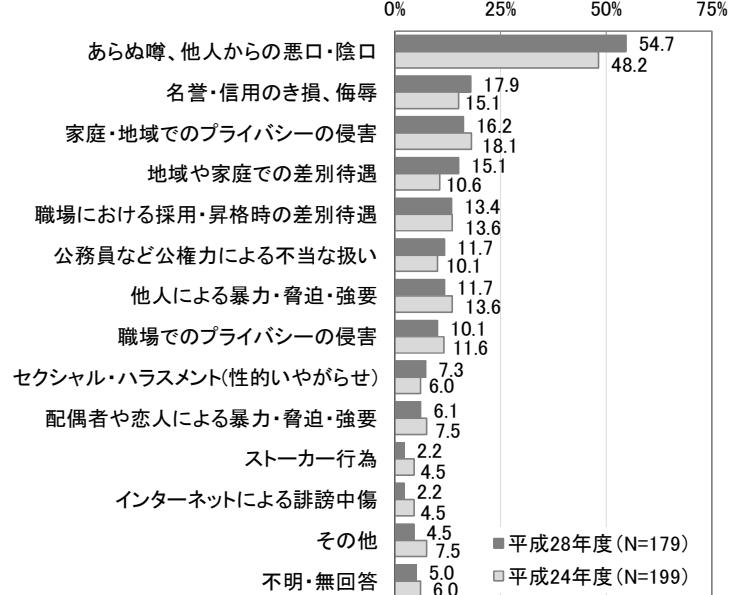
■自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたこと



(3)人権侵害だと感じた内容

人権侵害だと感じた内容については、「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」が54.7%と最も高く、次いで「名誉・信用のき損、侮辱」が17.9%となっています。平成24(2012)年度の調査と比較すると、「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」「地域や家庭での差別待遇」等が増加しています。

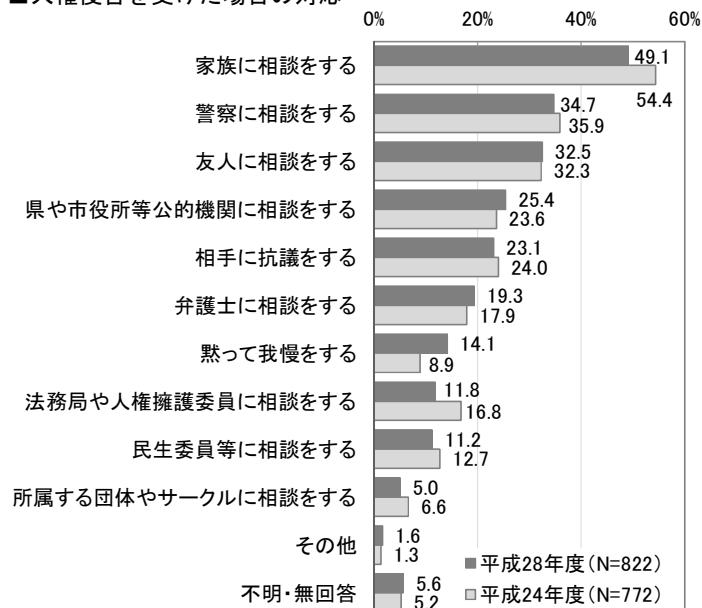
■人権侵害だと感じた内容



(4)人権侵害を受けた場合の対応

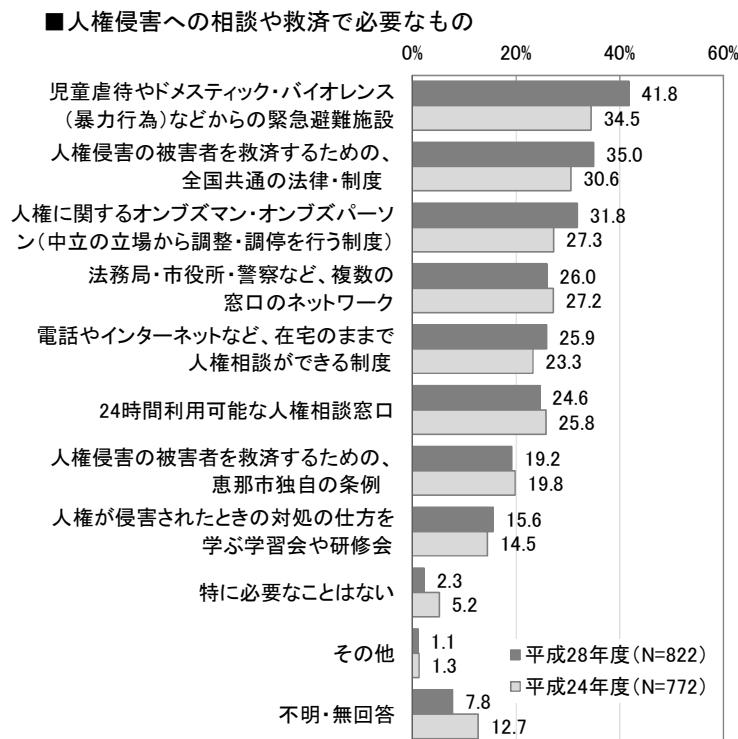
人権侵害を受けた場合の対応については、「家族に相談をする」が49.1%と最も高く、次いで「警察に相談をする」が34.7%となっています。平成24(2012)年度の調査と比較すると、「黙って我慢をする」が増加していますが、それ以外の項目では減少しており、公的機関でも相談しやすい体制を整備することが求められます。

■人権侵害を受けた場合の対応



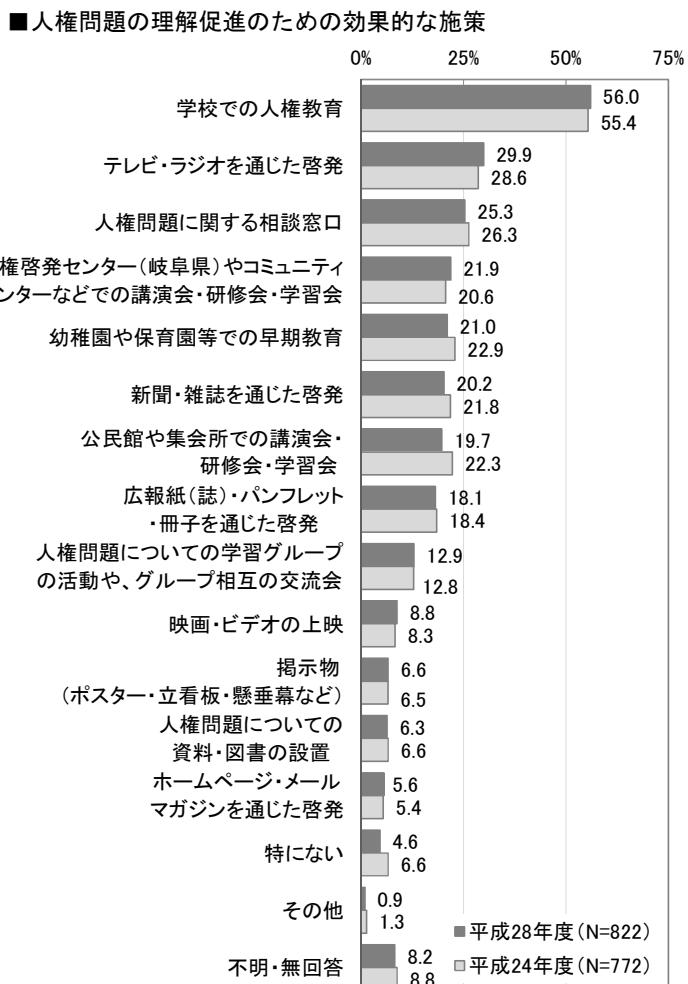
(5) 人権侵害への相談や救済で必要なもの

人権侵害への相談や救済で必要なものについては、「児童虐待※やドメスティック・バイオレンス(暴力行為)などからの緊急避難施設」が41.8%と最も高く、次いで「人権侵害の被害者を救済するための、全国共通の法律・制度」が35.0%となっています。平成24(2012)年度の調査と比較すると、「児童虐待やドメスティック・バイオレンス(暴力行為)などからの緊急避難施設」「人権侵害の被害者を救済するための、全国共通の法律・制度」「人権に関するオンブズマン・オンブズパーソン(中立の立場から調整・調停を行う制度)」等が増加しています。



(6) 人権問題の理解促進のための効果的な施策

人権問題の理解促進のための効果的な施策については、「学校での人権教育」が56.0%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオを通じた啓発」が29.9%となっています。平成24(2012)年度の調査と比較すると、大きな違いはみられません。



第3章 指針の基本的な考え方

1 基本理念

「第2次恵那市人権施策推進指針」では、「恵那市人権施策推進指針」を継承して“人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に支え合う共生社会”を目指し、人権に関する施策を推進してきました。

近年、人権をめぐる課題は多様化しており、新たに対応すべき問題も出てきています。今後も地域であらゆる人が共に分かち合って生きていくには、さまざまな文化や価値観、ライフスタイルなどの個性を認め合うことが大切です。そのためには人権教育や啓発により差別意識を払拭し、お互いを尊重していくことが求められます。

こうした考え方から、本指針においてもこれまでの指針を継承し、基本理念を「一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、共に支え合う共生社会のまち 恵那」とし、人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に支え合う共生社会を目指します。

一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、
共に支え合う共生社会のまち 恵那

2 基本的な視点

人権意識の醸成

すべての市民が人間の尊厳の大切さを認識し、人権問題について知識としての理解のみならず、人権尊重の理念についても理解を深めていきます。また、日常生活において、人権意識が浸透するよう、人権感覚を育み、生涯におけるあらゆる場面において、生かすことができるよう意識の醸成に取り組みます。

誰もが共存できる社会づくり

誰もがそれぞれに個性や自己の価値観を所持しています。国籍、宗教、言語、習慣などがそれぞれ異なっていることから、誤った認識や知識不足によって、差別や偏見などが起こらないよう、互いの異なる意見や考え方、生き方の違いを理解し、認め合える社会の実現に取り組みます。多様性を受容できる社会をつくり、差別のない共生社会を目指します。

生活環境の整備

近年では、地震の発生や集中豪雨などの自然災害、連れ去りや監禁などの犯罪被害など、私たちの生活を脅かす災害や犯罪が起きています。家庭や地域社会において、安心して暮らすことは、個人が持つ当然の権利であるため、あらゆる機会や事態に対応し、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

相談・支援体制の充実

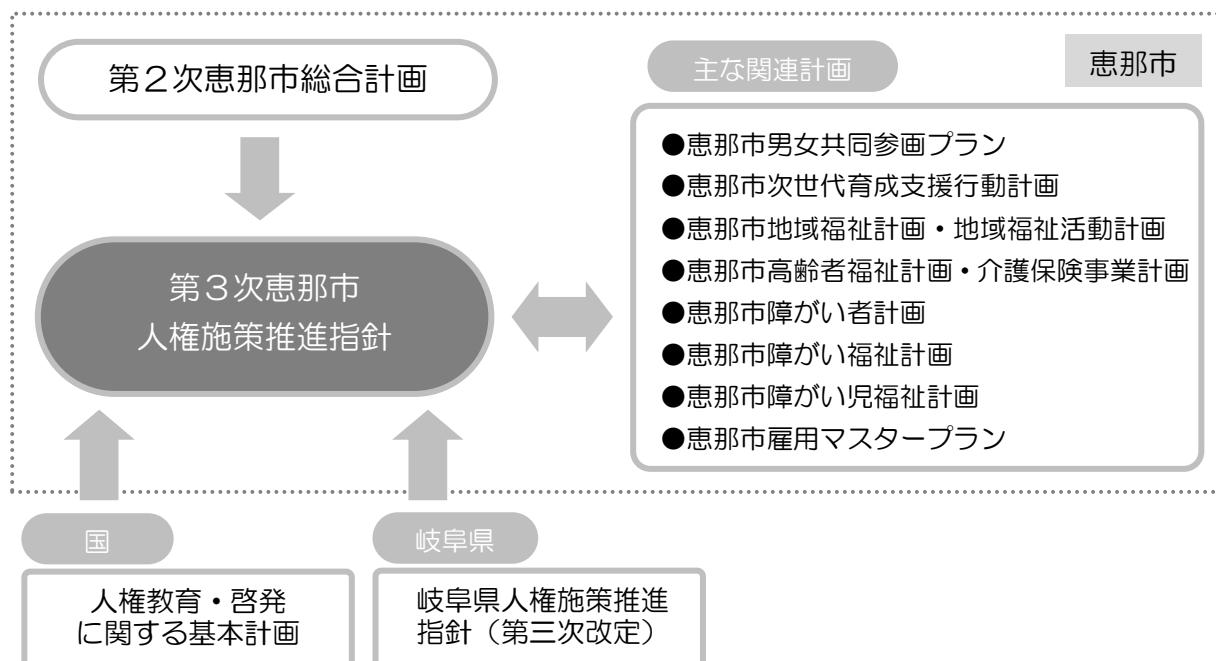
人権侵害を未然に防ぐことのほか、実際に被害を受けた人や問題を抱え悩んでいる人への対応が重要となります。教育や啓発だけでなく、人権問題に関する相談や支援の充実に取り組みます。

現在は、人権擁護機関が実施する人権相談所や市が実施する人権相談などで、人権にかかわる相談に対応しています。今後は、相談件数の増加や相談内容の多様化にともない、より適切に対応できる相談・支援体制の充実や強化を図ることを目指します。相談機関相互における情報共有を進めるとともに、相談員、人権にかかわる業務従事者の資質向上に努めています。

3 指針の位置づけ

本指針は、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき策定し、国や県の関連計画とも整合を図ります。

また、本市の最上位計画である「第2次恵那市総合計画」をはじめ、各個別計画とも整合を図って策定します。



4 指針の期間

本指針の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間です。最終年度である平成 34 年度には、市民アンケートや社会潮流を踏まえて指針の見直しを行い、新たな指針を策定します。

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
		第2次指針							第4次指針

5 指針の体系図

基本理念

一人ひとりが人権尊重を理解し、互いに認め合い、
共に支え合う共生社会のまち 恵那

基本的な視点

- 人権意識の醸成
- 誰もが共存できる社会づくり
- 生活環境の整備
- 相談・支援体制の充実

基本的施策の推進

1 人権教育の推進	■学校などにおける人権教育の推進 ■社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進
2 人権啓発の推進	■市民への人権啓発 ■メディアなどを活用した人権啓発
3 相談・支援体制の充実	■相談体制の充実 ■相談員の質の向上
4 人権にかかわりの深い分野 の職員に対する研修実施	■行政職員への研修実施 ■消防職員への研修実施
	■企業などへの人権啓発 ■見守り体制の強化 ■一時的な保護施設の確保 ■教職員への研修実施 ■医療・福祉関係職員への研修実施

分野別人権施策の推進

1 女性の人権	■男女共同・男女平等意識、性の尊重に関する教育・啓発の促進 ■多様な生き方が選択できる条件の整備 ■あらゆる暴力から女性を守るために相談・支援体制の充実
2 子どもの人権	■子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 ■子育て支援や虐待防止に対する取り組みの推進 ■いじめや不登校などに対する取り組みの推進 ■子どもの健全育成環境の整備
3 高齢者的人権	■高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ■保健福祉サービスの充実 ■高齢者の権利擁護の推進 ■高齢者の防犯意識の向上 ■高齢者の社会参加と交流による生きがいづくりの推進 ■地域福祉の推進 ■高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備
4 障がい者的人権	■障がい者への理解を深める教育・啓発の推進 ■地域生活への支援の充実 ■自立と社会参加の促進 ■障がい者の権利擁護の推進 ■障がい者のための相談や情報提供の充実 ■障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備
5 同和問題	■問題解決に向けた教育・啓発の推進 ■相談体制の充実 ■人権侵害事案への対応 ■公正な採用選考の推進 ■えせ同和行為の根絶
6 インターネットによる 人権侵害	■情報収集や発信における個人の責任や情報モラルの理解の促進 ■人権侵害情報の削除要請
7 外国人の人権	■国際理解の促進 ■学校教育における国際理解教育の推進 ■外国人に対する相談体制の充実
8 感染症患者などの人権	■相談・支援体制の充実 ■人権に配慮した保健医療の推進 ■正しい知識の普及
9 刑を終えて出所した人の 人権	■刑を終えた人の社会復帰の支援及び犯罪・非行防止に関する啓発の推進 ■相談・支援体制の充実
10 その他の人権	■犯罪被害者 ■災害に伴う人権問題 ■ホームレス ■北朝鮮当局による拉致問題等 ■性的指向・性自認を理由とする人権問題 ■労働者の人権問題 ■アイヌの人々 ■人身取引

第4章 基本的施策の推進

1 人権教育の推進

現状・課題

人権意識が尊重された社会を実現するには、市民一人ひとりが人権に関する基本的な考え方を身につけ、思いやりのある心を育むことが必要です。そのためには、あらゆる人々の権利について理解を促進する人権教育の推進が大切です。幼児期から生涯にわたって、学校・家庭・地域等のあらゆる場面で効果的な人権教育が行われることが求められます。

本市では、「第2次恵那市総合計画」において、市民一人ひとりが人権に関心を持ち正しい理解と認識を深めるため、学校や社会教育、生涯学習※を通じ人権教育を推進しています。

平成28年度に実施した人権に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、人権問題の理解促進にあたり効果的なことについては、「学校での人権教育」が最も高くなっています。（7ページ参照）特に幼少期から人権尊重の意識を育むことで、差別や偏見のない社会をつくることが求められます。

推進施策

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 学校などにおける人権教育の推進	こども園・保育園・幼稚園において、体験学習を通じ、幼児期にふさわしい道徳性を養い、心の充実と主体性の発揮に取り組みます。	幼児教育課
	地域との交流を図り、人とふれあう機会を通じて、高齢者、障がい者、性差、医療をめぐるさまざまな人権感覚の向上を図ります。	学校教育課
	情報モラル教育を推進し、インターネット上の差別や誹謗中傷をなくすため、PTA等保護者と協力しながら、「いじめ対策」「命の教育」に取り組みます。	学校教育課
	ALT（外国語指導助手）の活用や国際交流協会・観光協会と連携し、外国人と子どもたちがふれあう機会を多くつくり、国際的な人権感覚の向上を図ります。	学校教育課
	県が実施する人権週間や「ひびきあいの日」を通して、人権にかかわる各種の取り組みを行い、児童生徒の「思いやりの心」「自尊感情」を育てます。	学校教育課
② 社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進	多種多様な分野にわたり、人権コンサートや講演会を実施し、さまざまな機会を通じて市民に参加を呼びかけるとともに、人権意識の醸成に取り組みます。	生涯学習課

施策の方向		具体的な施策	担当課
② 社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進		市民に身近なコミュニティセンター（公民館）や図書館において、資料を整え、人権学習を進める機会や環境づくりに努めます。	生涯学習課
		少年センター指導員研修会に、市青少年育成市民会議や同町民会議、各校PTAのほか、人権擁護委員※、保護司※、民生委員・児童委員※への参加を促し、人権教育の推進における啓発と連携に努めます。	生涯学習課

2 人権啓発の推進

現状・課題

すべての市民が人権に対する正しい認識を持つには、人権問題を自分ごととして考えることが大切です。そのためには、人権問題について考える機会がない人に対する働きかけが必要であり、人権教育だけでなく、あらゆる場面で人権意識を高めていく啓発活動が求められます。

本市では、さまざまな機会を通じて市民への人権啓発を行うとともに、企業との連携や多様なメディアを活用して啓発活動を進めています。

今後も、市民一人ひとりが人権尊重の重要性を認識し、配慮の行きとどいた言動や行動へむすびつけられるよう、効果的な人権啓発が求められます。

推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	市民への人権啓発	岐阜地方法務局・東濃各市と協力して東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会において、人権啓発を進めます。	社会福祉課
		2年毎に、市内の学校において「人権の花活動」を実施します。	社会福祉課 学校教育課
		人権啓発を目的に、啓発用ボールペンなどを作成し、広く市民に対して人権啓発を行います。	社会福祉課 生涯学習課
		岐阜県人権啓発センターの人権啓発出前講座*を活用し、人権問題や啓発活動に関する情報収集や情報提供を行います。	社会福祉課 生涯学習課
		人権週間（12月4日～10日）において、人権課題に関する積極的な啓発活動を推進します。	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課
②	企業などへの人権啓発	恵那市内企業の人事担当者と、市内を含む近隣の高等学校進路指導担当教諭において、情報交換を図るとともに、公正な採用選考、全国高等学校統一応募用紙の使用、面接時には本人に責任のない事項については質問をしないなどの周知徹底を推進します。	商工課
		啓発リーダーの養成を目的に、恵那商工会議所や恵那市恵南商工会などと連携して、研修会や講演会の実施に取り組みます。	商工課
		企業などへの啓発資料の配布や情報提供、講師派遣などの支援に努めます。	商工課
③	メディアなどを活用した人権啓発	人権週間に市のウェブサイトにおいて人権啓発に関する情報を掲載します。	総務課 社会福祉課

3 相談・支援体制の充実

現状・課題

市民の人権が侵害された際には、解決に向けたさまざまな施策や専門的な助言により、早期に保護や自立支援に適切につなげることが求められます。そのためには、人権侵害にあった際の相談体制が整備され、市民に認知されていることが大切です。

本市では、人権擁護委員や、法務局、県等と連携した相談体制を整備するとともに、相談員の資質の向上を図っています。また、虐待や暴力に対する緊急的な対応がとられています。

アンケート調査では、自分や自分の家族が人権侵害を受けたと感じたことについては『感じたことがある』が約2割となっており、その内容は「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」が最も高くなっています。また、人権侵害を受けた場合の対応については、「家族に相談をする」「警察に相談をする」が高くなっていますが、経年比較すると、「黙って我慢をする」が増加しています。（6ページ参照）人権侵害を受けた際に、適切な支援にむすびつけられるような相談体制の整備が求められます。

推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	相談体制の充実	人権擁護委員による人権相談を、市内全地域で実施します。	社会福祉課
		法務局や県をはじめ、専門的な相談機関との連携を図り、情報交換などを通じて相談機能の充実に努めます。	社会福祉課
		気軽に相談できるよう、相談事業の周知啓発に取り組みます。	社会福祉課
②	見守り体制の強化	子ども・高齢者・障がい者などに対する虐待防止に努めるとともに、地域での見守り体制の構築に取り組みます。	社会福祉課 子育て支援課 高齢福祉課
③	相談員の質の向上	相談員の研修を行い、人権意識と質の向上を図ります。	関係各課
④	一時的な保護施設の確保	虐待や暴力行為などで、急を要する対応が求められる場合は、児童相談所や一時保護施設などの適切な施設につなげていきます。	関係各課

4 人権にかかわりの深い分野の職員に対する研修実施

現状・課題

質の高い人権教育や効果的な人権啓発活動を推進するには、その担い手があらゆる人権課題に対する正しい認識を持つことが大切です。行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員等は特に人権とのかかわりが深い業務に携わるため、人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められます。

本市では、それぞれの職務にあたる職員等に向けた研修や講習会等により人権意識の高揚を図るとともに、適切な対応が実践できるような施策を進めています。

今後も人権教育や啓発、相談・支援等の充実を図るために、関係職員等が人権問題に対する高い意識を持ち、対応する相手の立場に立った行動をとれるような取り組みが求められます。

推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	行政職員への研修実施	職員研修の一環として、それぞれの担当分野において、人権関係の研修会や講演会に参加し、人権意識の向上に努めます。	総務課
②	教職員への研修実施	地域ぐるみの道徳教育計画訪問の場を通じ、市民と教職員の人権感覚を養います。	学校教育課
		県教育委員会主催の人権講習会を通して、管理職や教員の人権感覚の向上を図ります。	学校教育課
		校長や教頭の研修会や人権教育主任会などの研修を通して、人権教育全体計画と教育相談体制の見直しと充実を図ります。	学校教育課
		小中学校教員初任者研修において、人権に関するプログラムの受講などに取り組みます。	学校教育課
		市主催の人権講演会において、教職員やその他市民の人権意識の醸成に取り組みます。	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課
③	消防職員への研修実施	消防職員の教育の一環として、各消防関係機関で開催される「人権に関する研修会等」に参加し、人権意識の高揚に努めます。	消防本部
④	医療・福祉関係職員への研修実施	児童虐待防止、DV 防止のための研修実施に取り組みます。	子育て支援課
		医療職員や福祉関係職員としての心得や、利用者情報の守秘義務などについて、定期的な研修を実施します。	地域医療課 社会福祉課 高齢福祉課
		各種部会・事務長会議で患者情報を共有するとともに、患者のプライバシーや守秘義務、人権について意見交換を行います。	地域医療課

第5章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権

現状・課題

国際的な女性の地位向上や男女平等の動きとしては、国連が中心となり取り組みを進めてきました。昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機とし、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、昭和 54（1979）年には「女子差別撤廃条約」を採択しました。平成 12（2000）年には「女性 2000 年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されています。

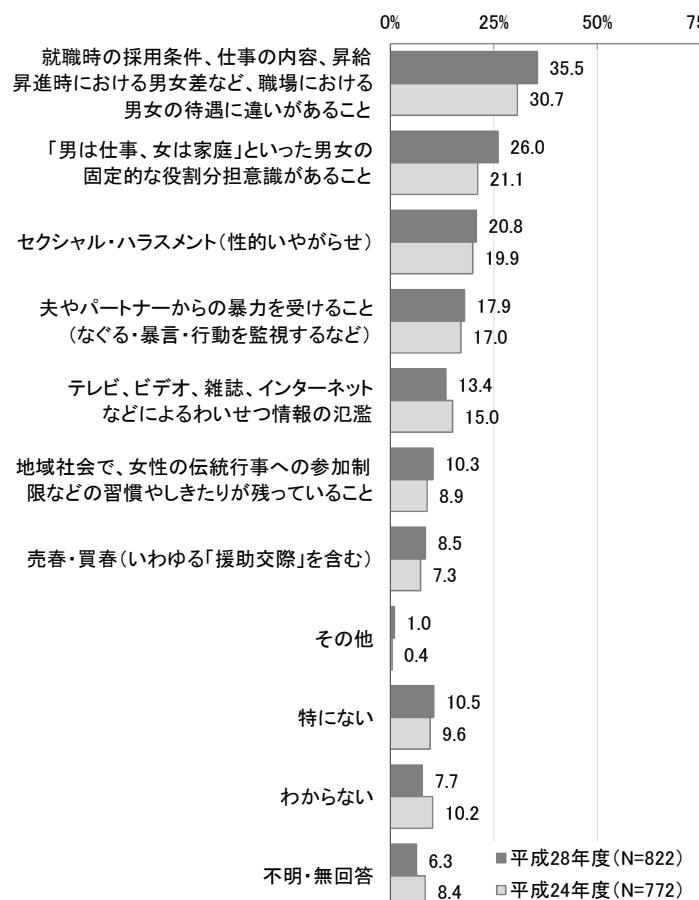
国では、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」に批准し、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）を制定しました。その後、平成 8（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」の策定、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女共同参画社会※の実現が 21 世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。近年では、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、働く場での活躍を希望する女性の個性と能力が発揮された社会の実現のための取り組みが進められています。また、平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）を制定し、

女性に対する暴力を防止する法制度の整備に取り組まれています。

本市では、「男女共同参画プラン※」に基づき、男女共同・男女平等の意識を育む教育や啓発、ワークライフバランス※を実現できる環境づくり、また女性への暴力を防止するための相談や支援施策が図られています。

アンケート調査では、女性に関して人権上問題があると思うことについては、「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進時における男女差など、職場における男女の待遇に違いがある

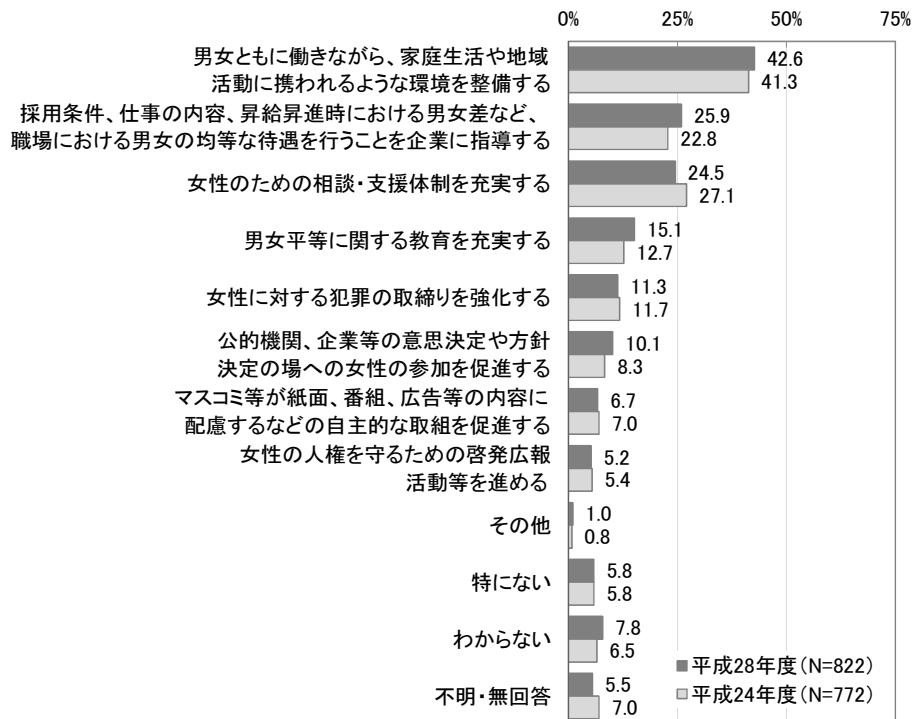
■女性に関して人権上問題があると思うこと



こと」「『男は仕事、女は家庭』といった男女の固定的な役割分担意識があること」が高くなっています。

また、女性の人権を守るために必要な施策は、「男女ともに働きながら、家庭生活や地域活動に携われるような環境を整備する」が最も高くなっています。職場や家庭など、あらゆる場面で男女が平等に活躍できる意識づくりや、環境づくりが求められます。

■女性の人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	男女共同・男女平等意識、性の尊重に関する教育・啓発の促進	男女共同参画を周知啓発するため、男女共同参画プラン推進委員会や市民団体「男女（ひと）のわネットワーク※」と協力・連携し、さまざまな課題解決に取り組みます。また、男女共同参画意識を醸成するための学習機会を提供します。	企画課
		男性の家事・育児への参加を促すため、夫婦での子育てに対する学習機会の提供を通して、男女平等意識の醸成を図ります。	企画課 子育て支援課
		男女平等・男女共同参画に関する意識啓発のため、広報紙・各種メディアを活用した意識の普及・啓発に取り組みます。	企画課

施策の方向		具体的な施策	担当課
②	多様な生き方が選択できる条件の整備	働き方や暮らし方が柔軟に選択できるよう、ワーカーライフバランスに対する重要性について啓発します。また、企業に対しての働きかけについても訪問などを実施し、普及啓発に努めます。	企画課
		女性の管理的分野への参画促進と、企業・団体へ女性の管理職登用を呼びかけます。	企画課
		切れ目ない継続的な子育て支援※や、子育てと就労を両立するための支援に取り組みます。	企画課 子育て支援課 商工課
③	あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実	配偶者などからの暴力（DV）を許さない環境づくりのため啓発活動に努めます。	子育て支援課
		あらゆる暴力を許さない意識づくりに向け、企業、各種団体などに対する啓発に取り組みます。	企画課

2 子どもの人権

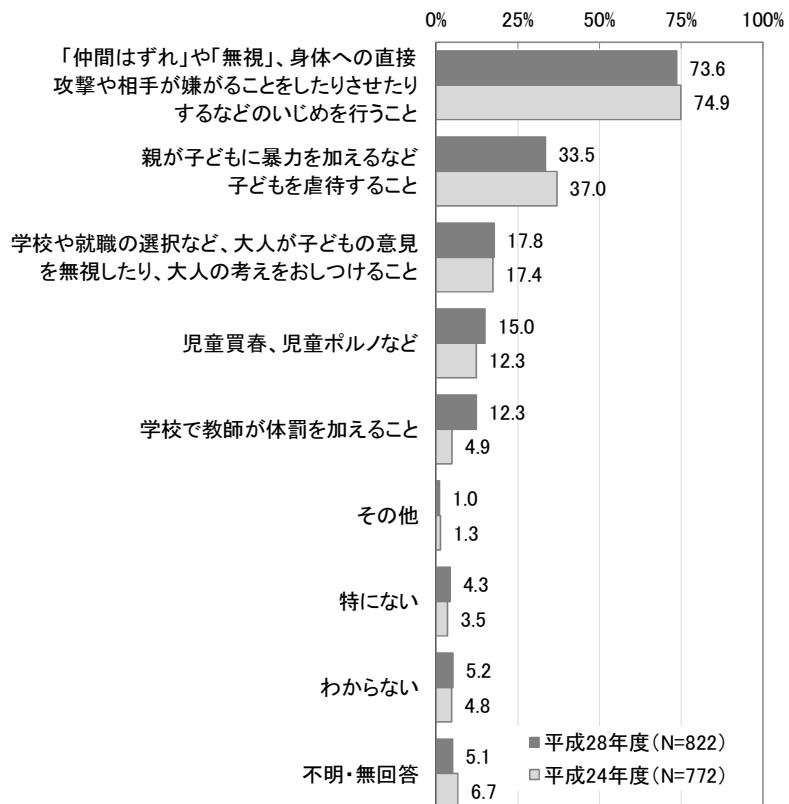
現状・課題

国連総会では、昭和 34（1959）年に「児童の権利に関する宣言」が採択され、「児童の最善の利益」や児童が「保護される存在」であることが提示されました。しかしながら、その後も国連には貧困による児童売買や、児童虐待などが報告されていたため、「児童の権利に関する宣言」から 20 年経過した昭和 54（1979）年を「国際児童年」とすることが採択されました。さらに平成元（1989）年には「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を国際的に保障、促進することが示されています。

国では、昭和 22（1947）年に「児童福祉法」が制定され、昭和 26（1951）年には「児童憲章」が定められました。平成 6（1994）年には国連で採択された「子どもの権利条約」に批准し、子どもの最善利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後、平成 11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）の制定、平成 12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の制定、また社会変化に応じた「児童福祉法」の改正等の法整備が進んでいます。近年では平成 25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」（いじめ対策法）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）が制定され、現在の社会課題への対応が図られています。

本市では、平成 27（2015）年に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域、教育機関等と協力して子どもや子育て支援に関する施策を推進してきました。平成 28（2016）年には、さらに広い視野で地域全体の子育て支援と明日の恵那市の担い手育成の方向性を示すために「次世代育成 支援行動計画※」を策定し、市民と行政の協働による、より良い子育て環境の実現を推進しています。また、いじめ問題に対する早期発見・早期対応だけでなく、未然防止に重点を置いた更なる取り組みの充実を図るため、県教育委員会発行の生徒指導の手引き「いじめの未然防止のために」に、本市の資料・基本方針を加えたものを作成し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる取り組みの推進に努めています。さらに、子どもへの虐待やいじめ、不登校等の課題に対して、関係機関と連携

■子どもに関して人権上問題があると思うこと

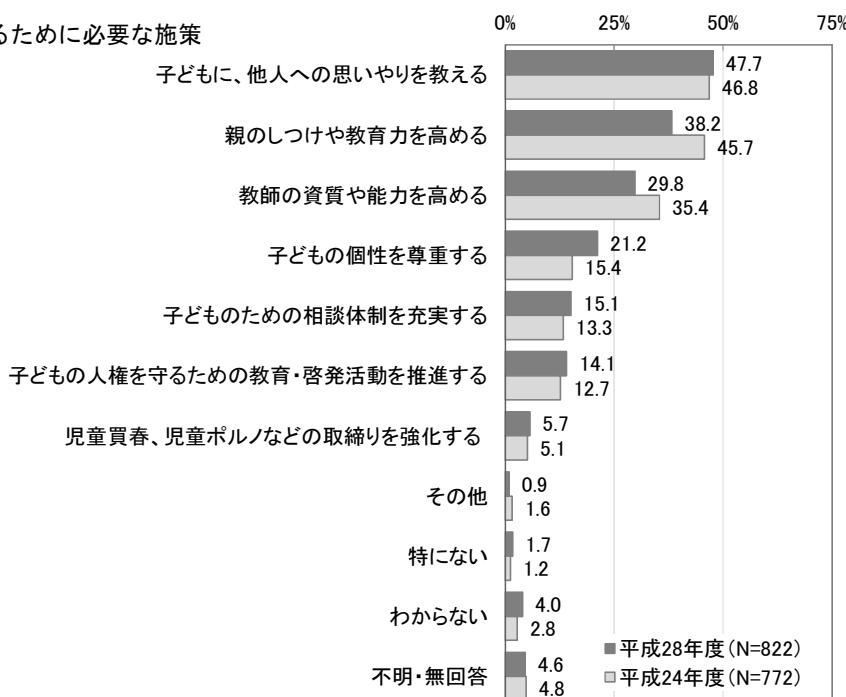


した体制の整備や、対応にあたる職員等資質の向上に努めています。

アンケート調査では、子どもに関して人権上問題があると思うことについては、「『仲間はずれ』や『無視』、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなどのいじめを行うこと」が最も高くなっています。子どもの人権を守るために必要な施策は、「子どもに、他人への思いやりを教える」が最も高くなっています。

また、人権侵害への相談や救済等に必要なものについては、「児童虐待やドメスティック・バイオレンス（暴力行為）などからの緊急避難施設」が最も高くなっています。（7ページ参照）いじめや虐待等から子どもを保護するため、幼少期から思いやりの心を学校や家庭で育む取り組みが求められます。

■子どもの人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	道徳の授業を中心に、地域の有識者を招き、講話会を開催する等、地域住民と協働しながら人権教育を推進します。	学校教育課
		県が実施する人権週間「ひびきあいの日」を通して、人権にかかわる各種取り組みを行い、人権意識向上に努めます。	学校教育課
		「1家庭1ボランティア※」の活動を啓発し、児童生徒への人権啓発と人権感覚の育成に取り組みます。	学校教育課
		青少年育成市民会議や同町民会議などと連携し、子どもの健全な育成を目指し、事業の推進を図ります。	生涯学習課

施策の方向		具体的な施策	担当課
②	子育て支援や虐待防止に対する取り組みの推進	「東濃地域こども虐待防止研修会」など、民生委員・児童委員の研修会への参加を促し、人権について理解の促進を図ります。	社会福祉課
		「恵那市要保護児童及びDV防止対策地域協議会」を開催し、関係機関との連携を図り、必要に応じた適切なサービス提供や支援を行います。	子育て支援課
③	いじめや不登校などに対する取り組みの推進	子育て支援課に家庭児童相談員を2名配置し、いじめや不登校、児童虐待、養育に関する相談対応に取り組みます。	子育て支援課
		相談窓口をはじめ、関係機関などとの連携を図り、支援体制の強化に努めるとともに、効果的な支援を実施します。	子育て支援課
		いじめ問題に対する早期発見・早期対応だけでなく未然防止に重点を置いた更なる取り組みの充実を図るため、生徒指導の手引き「いじめの未然防止のために」を活用し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる取り組みの推進に努めます。	学校教育課
		スクールカウンセラーや教育相談員による児童生徒へのカウンセリングや、教員・保護者への助言・援助に取り組みます。	学校教育課
		児童生徒と活動を共にする、アンケートを行うなどして情報収集し、いじめ防止と早期発見・早期対応に努めます。	学校教育課
		不登校の児童生徒には、家庭訪問、適応指導教室、相談室での相談や教育活動を通して、通常学級への復帰を目指します。	学校教育課
④	子どもの健全育成環境の整備	育児支援ヘルパー派遣事業を実施し、育児の援助や技術指導などの家庭訪問を行います。	子育て支援課

3 高齢者的人権

現状・課題

我が国の高齢化は進行しており、平成28（2016）年10月1日現在では高齢化率[※]が27.3%となっています。

国連では、昭和57（1982）年に第1回高齢者問題世界会議を開催し、「高齢化に関するウィーン国際行動計画」が採択されました。平成3（1991）年には「高齢者のための国連原則」が採択され、自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の5つの領域における高齢者の地位について普遍的な基準が設定されています。平成4（1992）年には国連総会において、平成11（1999）年を「国際高齢者年」とする決議がされました。

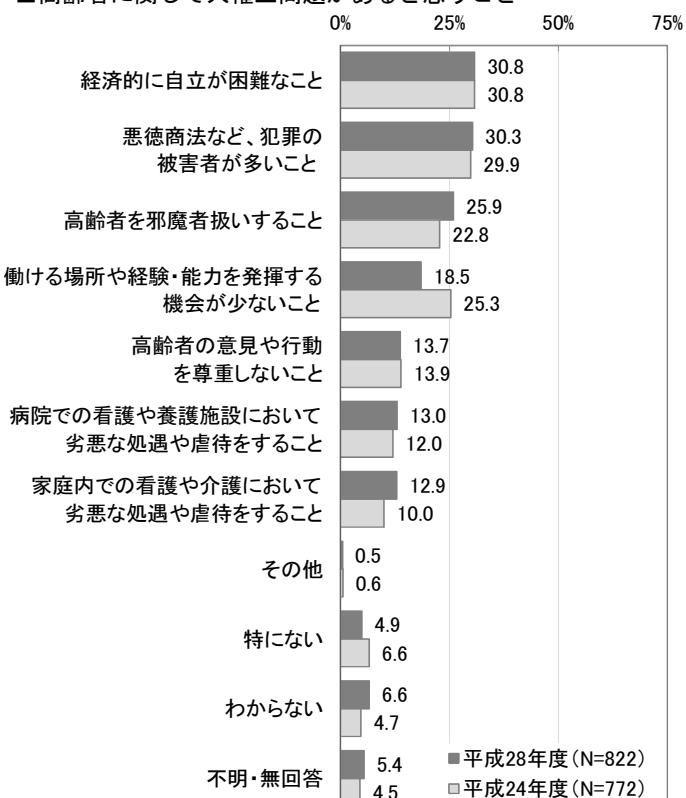
国では、昭和38（1963）年に「老人福祉法」を制定し、昭和57（1982）年の「老人保健法」の制定を経て、平成元（1989）年に「ゴールドプラン」を策定し、在宅福祉対策を進めてきました。その後急速な高齢化に対応するため、平成6（1994）年に「新ゴールドプラン」を策定、平成7（1995）年に「高齢社会対策基本法」を施行し、翌年には「高齢社会対策大綱」が策定されました。平成12（2000）年には「介護保険制度[※]」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。平成18（2006）年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）を施行し、高齢者の虐待からの救済及び介護者の支援に関する取り組みが推進されています。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症[※]高齢者の増加、家族等の介護負担の増大などの課題に対応するため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の支援を包括的に進める「地域包括ケアシステム[※]」を構築・深化することがいっそう重要となっています。

平成27（2015）年の国勢調査によると、本市の高齢化率は32.6%であり、今後も高齢化の進行が見込まれます。本市では、3年ごとに「高齢者福祉計画・介護保険事業計画[※]」の見直し・策定を進めており、高齢者福祉全般にわたって多様な施策を展開しています。また、高齢者的人権擁護施策として、認知症等への理解促進や権利擁護[※]、虐待防止等の施策を進めています。

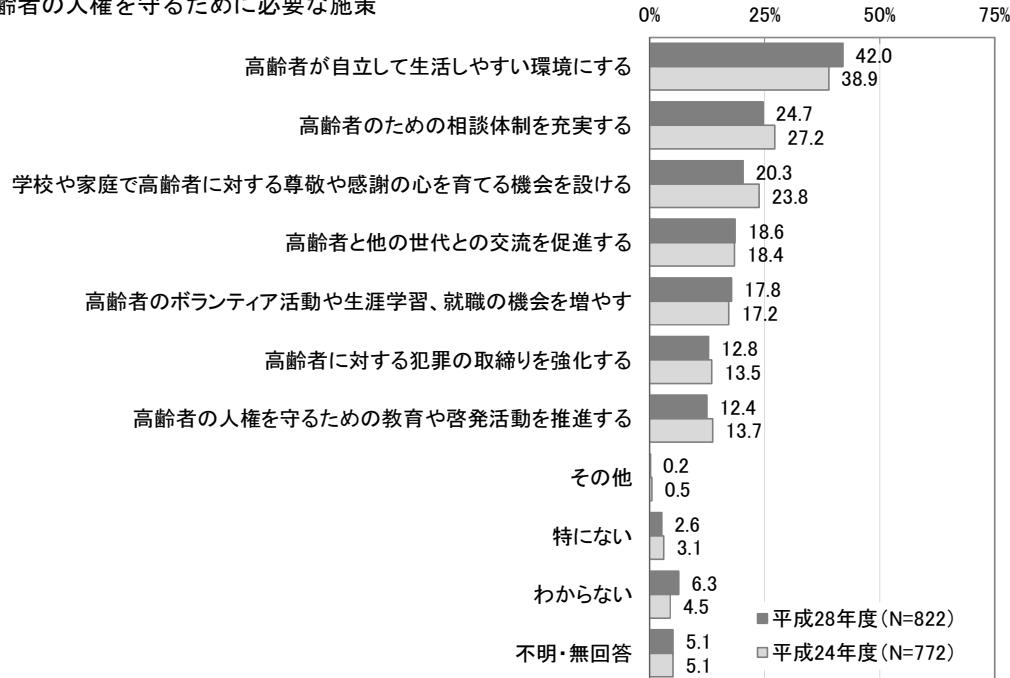
アンケート調査では、人権課題の中で関心を持っているものについては、「高齢者」が最も高くなっています。（5ページ参照）

■高齢者に関して人権上問題があると思うこと



高齢者に関する人権上問題があると思うことについては、「経済的に自立が困難なこと」「悪徳商法など、犯罪の被害者が多いこと」が高くなっています。年齢区分別では、70歳以上で「高齢者の意見や行動を尊重しないこと」、60歳以上で「高齢者を邪魔者扱いすること」が高くなっています。高齢者の人権を守るために必要な施策については「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が最も高くなっています。高齢者の自立と尊厳を守るための意識づくりや、安心して暮らせるためのさまざまな支援が求められます。

■高齢者の人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	高齢者への理解を深める教育・啓発の推進	地域のこども園・保育園・幼稚園の園児、学校の児童生徒による福祉施設への訪問や、高齢者自身のボランティア活動への参加を促し、世代間交流を図ります。	高齢福祉課 学校教育課 幼児教育課
②	保健福祉サービスの充実	福祉総合相談窓口に寄せられた困難事例について、地域ケア個別会議※等で関係機関と連携・協議し、必要に応じた適切なサービスの提供や支援を行います。 介護が必要になっても地域で暮らせるよう、介護に関する相談や関係機関との連絡・調整を行います。	高齢福祉課 高齢福祉課
③	高齢者の権利擁護の推進	認知症サポーター※養成講座やフォローアップ研修の開催及び周知啓発に取り組み、認知症高齢者への理解促進と、幅広い世代や分野へのサポーターの拡大を図ります。 成年後見センターと連携し、成年後見制度※利用の周知と適切な活用の支援に取り組みます。	高齢福祉課 高齢福祉課

施策の方向		具体的な施策	担当課
④	高齢者の防犯意識の向上	消費者被害や振り込め詐欺などの情報を提供し、被害の未然防止や防犯意識の向上を図ります。	高齢福祉課
⑤	高齢者の社会参加と交流による生きがいづくりの推進	<p>シルバー人材センター*を通じて多様な就業機会を提供し、高齢者が長年培ってきた能力・知識・技能を生かして地域の活性化のために貢献し、高齢者の生きがいや健康維持を図るための支援を行います。</p> <p>生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを3本の柱とし、相互に支え合いながら積極的に社会参加に取り組めるよう、壮健クラブの増強を図ります。また、交通安全の活動や登下校の児童の見守り、地域の環境美化活動など、地域に貢献するための活動を活発化し、いきいきと元気に活躍する高齢者を支援します。</p>	高齢福祉課
⑥	地域福祉の推進	地域の各種団体における高齢者支援について、団体間相互の連携を支援し、高齢者を地域で支え合う体制の強化に努めます。	社会福祉課
		高齢者虐待の通報義務について、壮健クラブや民生委員・児童委員、介護保険サービス事業者などへ周知啓発を行います。	高齢福祉課
		恵那市高齢者虐待防止マニュアルを活用し、高齢者の安全確保を最優先に、迅速かつ適切な保護の実施と、養護者に対する支援につなげるための仕組みを強化します。	高齢福祉課
⑦	高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備	バスの交通体系の見直しなど、公共交通機関などの利便性や安全性の向上を図ります。	観光交流課
		訪問販売トラブルや悪徳商法被害、多重債務などの消費者問題について窓口を設け、相談対応に取り組みます。	商工課
		緊急時に支援を必要とする高齢者に対し、緊急通報システム*発信機を利用し、消防本部で通報を受け、火災・救急及び救助活動を行います。	高齢福祉課 消防本部

4 障がい者の人権

現状・課題

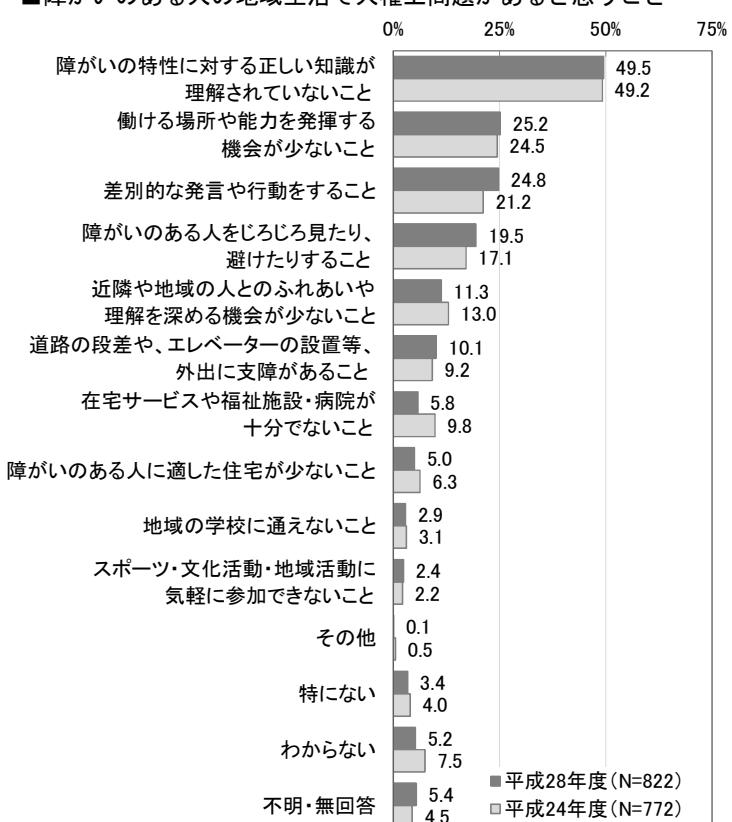
国連では、昭和 56（1981）年に障がい者の社会生活への「完全参加と平等※」を理念とした「国際障害者年」を決議したことをきっかけに、翌年「障害者に関する世界行動計画」を定め、昭和 58（1983）年からの 10 年間を「国連・障害者の 10 年」と宣言しました。また、平成 18（2006）年には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約※）を採択し、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」ことを国際的原則であると示して、各国への障がい者施策の取り組みの強化を求めていました。

我が国では、昭和 45（1970）年に成立した「心身障害者対策基本法」を平成 5（1993）年に「障害者基本法」として改正し、さらに平成 16（2004）年の改正では、基本的理念として障がいのある人への差別をしてはならない旨が規定され、都道府県・市町村に障害者計画の策定が義務づけられました。近年では国連で採択された「障害者権利条約」の批准に向けて、さまざまな法制度の整備が進められ、平成 23（2011）年には「障害者基本法」が改正され、障がいの定義の見直し及び社会的障壁の除去に重点が置かれました。平成 24（2012）年には「障害者自立支援法」を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、障がい者について、「基本的人権を享有する個人として尊厳される」ことが示されました。その他、平成 23（2011）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、平成 25（2013）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成 26（2014）年に「障害者権利条約」に批准することとなりました。

本市では、「障がい者計画※」「障がい福祉計画※」「障がい児福祉計画※」の策定・見直しを行っており、障がいへの理解促進や権利擁護、自立や生活支援の施策に取り組んでいます。

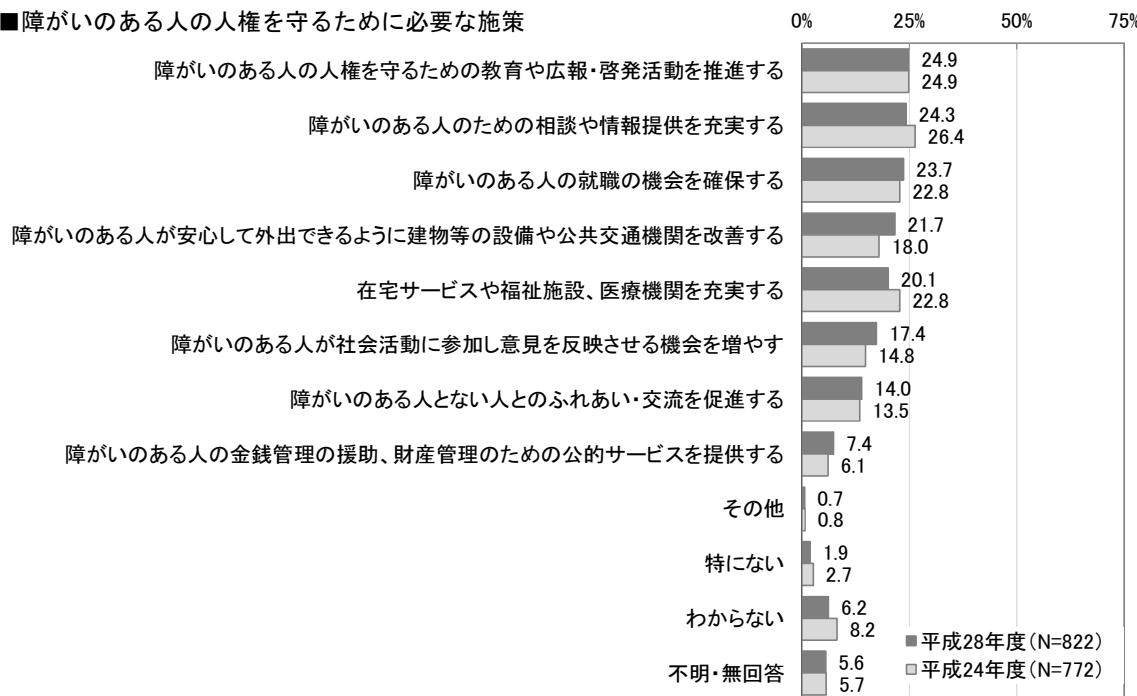
アンケート調査では、障がいのある人の地域生活で人権上問題があると思うことについては、「障がいの特性に対する正しい知識が理解されていないこと」が最も高くなっています。障がいのある人の人権を守るために必要な施策は「障がいのある人の人権を守るための教育や広報・啓発活動を推進する」「障がいのある人のための相談や情報提供を充実する」が高くなっています。

■障がいのある人の地域生活で人権上問題があると思うこと



障がいへの理解促進を図る教育・啓発や、障がいのある人が地域で安心して、生きがいを持って暮らせるための相談支援や情報提供、生活支援、権利擁護等の施策の充実が求められます。

■障がいのある人の人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	障がい者への理解を深める教育・啓発の推進	障がい者との交流や講座の実施などを通じて、市民の障がいや障がい者に対する理解を深めます。	社会福祉課
		さまざまな広報媒体や関係機関が行う活動、障がい者週間や各種イベントなど幅広い啓発活動を通じて、障がいや障がい者に関する理解と関心を高めます。	社会福祉課
		障がいについて理解し、支え合いの心を養うため、こども園・保育園・幼稚園、小中学校での施設訪問を含む福祉教育を推進します。	学校教育課 幼児教育課
②	地域生活への支援の充実	自立支援協議会を通じて、関係機関・団体などと連携し、より質の高い福祉サービスが提供できるよう努めます。	社会福祉課
		東濃圏域の関係機関が連携し、必要な障がい福祉サービスの提供に努めます。	社会福祉課
		「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、事業の進行管理と適正な施策の推進に取り組みます。	社会福祉課
		障がいの特性に応じ、適切な医療に関する情報提供や連携体制の整備を図ります。	地域医療課 健幸推進課 社会福祉課

施策の方向		具体的な施策	担当課
②	地域生活への支援の充実	障がい者一人ひとりがその能力に応じた適切な「居住の場」を確保できるように支援します。	社会福祉課
③	自立と社会参加の促進	日常生活を送る上で筆必要なサービスや助成制度について周知し、利用の促進を図ります。	社会福祉課
		事業主に対し、障がい者の受入れを積極的に推進します。	社会福祉課 商工課
		職業訓練や就労定着に取り組み、一般企業や福祉サービス事業所への就労を支援します。	社会福祉課 商工課
		精神障がい者の社会参加を促進するため、サロン※事業を実施します。	社会福祉課
		日中活動の場を提供するため、ニーズに沿った障がい福祉サービスの提供体制づくりを進めます。	社会福祉課 子育て支援課
		障がい児が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、発達支援を行ないます。	子育て支援課
④	障がい者の権利擁護の推進	障がい者虐待防止センターによる障がい者虐待対応の窓口の充実と、虐待防止のPR活動に取り組みます。	社会福祉課
		判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、日常生活自立支援事業※や成年後見制度の利用を進め、関係機関と連携を図り支援します。	社会福祉課
⑤	障がい者のための相談や情報提供の充実	個々の状況に合わせた対応が行えるよう、障がい者相談窓口の充実を図ります。	社会福祉課
		障がい者相談員、民生委員・児童委員などの相談員活動の充実を図るとともに、ピアカウンセリング※の実施体制の構築に努めます。	社会福祉課
		障がい者のニーズに応じ、さまざまなメディアを活用して、障がい者福祉に関する情報提供に努めます。	社会福祉課
⑥	障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備	防災対策の充実や緊急・災害時の支援体制の整備、防犯対策の充実を図ります。	危機管理課 社会福祉課
		障がいがあっても自宅で生活ができるよう、住宅改修に関する相談や助成を行います。	社会福祉課
		サービス利用にかかる送迎を各福祉サービス事業所で行うよう働きかけるとともに、「移動支援事業」や「重度障がい者福祉タクシー利用助成事業」などにより、障がい者の移動を支援します。	社会福祉課
		聴覚障がい者に対して、手話通訳・要約筆記の派遣などにより、コミュニケーションの支援を行います。	社会福祉課
		公共施設などの改修・新設時には、障がい者でも利用がしやすいよう、バリアフリー※基準（スロープ、エレベーター、音声案内装置、点字ブロック及び多目的トイレなど）への適合に配慮します。	社会福祉課 都市住宅課

5 同和問題

現状・課題

部落差別問題は、日本社会の歴史的過程でつくられた身分的差別であり、日本固有の人権問題です。生まれ育った地域によって、日常生活や結婚、就職などさまざまな場面で不当に差別を受け基本的人権が侵害されることが、今なお重大な問題となっています。

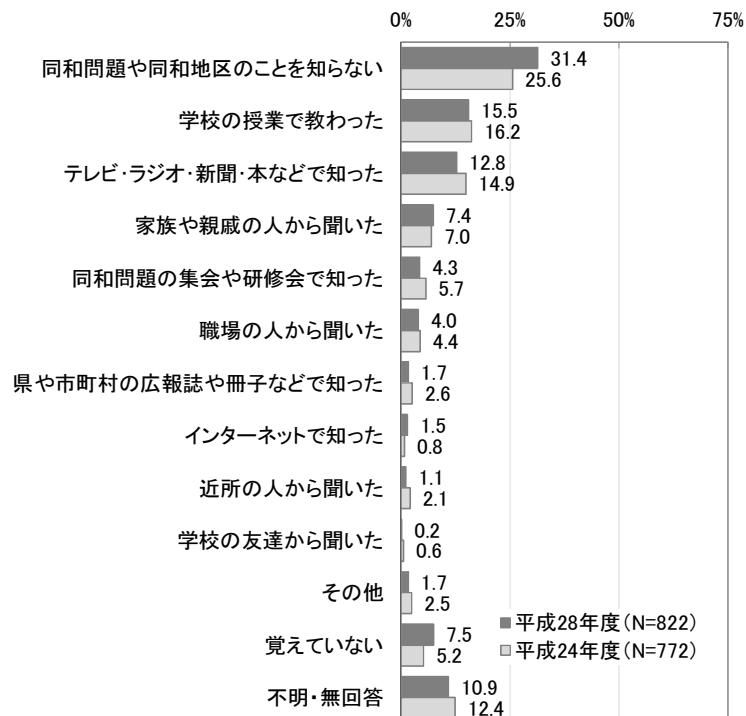
国の部落差別問題対策では、昭和40(1965)年に出された同和対策審議会の答申で、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられ、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」(同対法)を施行しました。その後も昭和57(1982)年に「地域改善対策特別措置法」(地対法)、昭和62(1987)年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)が「同対法」の名称を変えて成立し、地域改善対策特定事業が進められてきました。平成14(2002)年には同和対策事業を特別対策として位置づけた法律が失効し、一般対策に移行しましたが、同和問題に関する教育・啓発活動で積みあげられた成果等を踏まえて同和問題を重要な人権問題のひとつとして捉え、積極的に取り組みを推進することが求められます。

また、インターネット上の同和地区出身者を差別する発言や、同和問題への誤った意識を植え付ける「えせ同和行為※」が、今なお問題となっています。平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)を施行し、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体では地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることと定められました。

本市では、同和問題や「えせ同和行為」に対する正しい知識を普及啓発する活動を進めるとともに、就労等において差別がないよう働きかけを行っています。また、住民票の写しや戸籍などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止・抑制することを目的として、平成25(2013)年3月1日から事前に登録した人へ、証明書が代理人や第三者に取得された事実を通知する「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を導入しています。

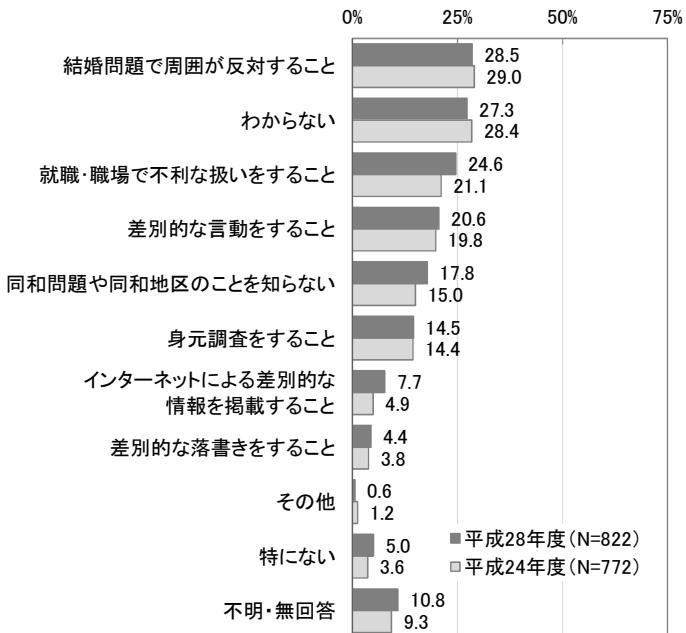
アンケート調査では、同和問題や同和地区の認知や知ったきっかけについて、「同和問題や同和地区のことを知らない」が最も高くなっています。一方、年齢区分別では、20~49歳で「学校の授業で教わった」が高くなっています。

■同和問題や同和地区の認知や知ったきっかけ

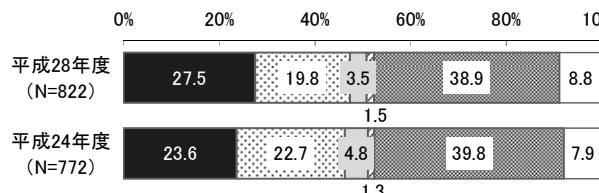


同和問題について問題が起きていると思うことについては、「結婚問題で周囲が反対すること」「わからない」が高くなっています。また、子どもが同和地区出身の人との結婚を希望したときの考え方や、同和問題についての考え方については「わからない」が最も高くなっています。まずは同和問題に対する認識を高める人権教育や啓発活動を充実するとともに、同和地区の人が差別的な扱いを受けないような取り組みが求められます。

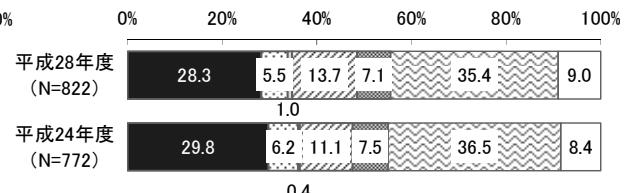
■同和問題について問題が起きていると思うこと



■子どもが同和地区出身の人との結婚を希望したときの考え方



■同和問題についての考え方



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	問題解決に向けた教育・啓発の推進	人権・同和問題に関する講演会などに、行政職員ならびに教職員、一般市民の積極的な参画を進め、支援者や指導者の立場にあたる者の人権意識を高めます。	総務課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習課
		市主催の人権・同和問題に関する講演会などを開催し、市民の人権意識の醸成に取り組みます。	社会福祉課

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	問題解決に向けた教育・啓発の推進	人権主任教育研究会において、講演会等を実施し、人権意識を高めます。	学校教育課
		ポスターの掲示やパンフレットなどの啓発用品の配布に取り組み、人権・同和問題に対する正しい認識と理解の促進を図ります。	社会福祉課
		県が実施する人権週間「ひびきあいの日」を通して、人権・同和問題にかかわる各種取り組みを行い、人権意識向上に努めます。	学校教育課
②	相談体制の充実	市内全地域で実施する、人権擁護委員による人権相談を気軽に利用できるよう、周知啓発に取り組みます。また、法務局や県をはじめ、専門的な相談機関との連携を図り、相談機能の充実に努めます。	社会福祉課
③	人権侵害事案への対応	同和問題を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別などの人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、法務局等関係機関への情報提供や、相互の連携・協力を図ります。	社会福祉課
④	公正な採用選考の推進	企業などに対し、就職差別がないよう公正な採用選考や、本人に責任のない事項について面接時に質問をしないなどの周知徹底を図ります。	商工課
⑤	えせ同和行為の根絶	誤った同和問題意識を植えつけないよう、同和問題について正しい理解の普及に努めます。	社会福祉課
		同和問題に関する被害を未然に防ぐため、関係機関などとの連携に努めます。	社会福祉課

6 インターネットによる人権侵害

現状・課題

急速な高度情報化社会の進展により、多くの市民がパソコン、携帯電話、スマートフォン等でインターネットを利用した情報の収集・発信を行っています。一方でその匿名性や情報発信の容易さを悪用し、個人を誹謗・中傷する名誉やプライバシーの侵害や、差別を助長する表現の掲載、有害な情報の流布等、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

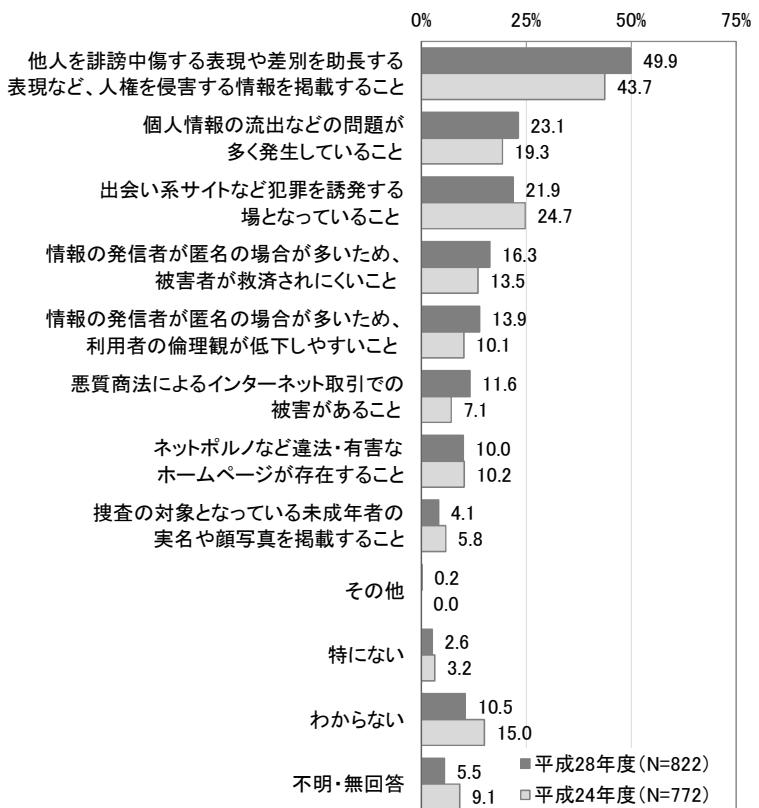
国では、平成 14（2002）年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行し、インターネットによる人権侵害が起きた際の特定電気通信役務提供者における対応や責務が明らかになり、取り締まりが進められています。また同法に基づき平成 21（2009）年に総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、インターネット上の違法・有害情報に適切に対応するため、相談の受けつけや、対応へのアドバイス、情報提供等を行っています。

また、近年メールやSNS^{*}を通した子どもの性的被害が増加していることや、児童ポルノ等のサイトなど、子どもがインターネットを介して犯罪に巻き込まれる事件も多くみられます。平成 20（2008）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）を制定、平成 29（2017）年に改正し、18歳未満の青少年のフィルタリングサービス^{*}の義務づけが強化されました。

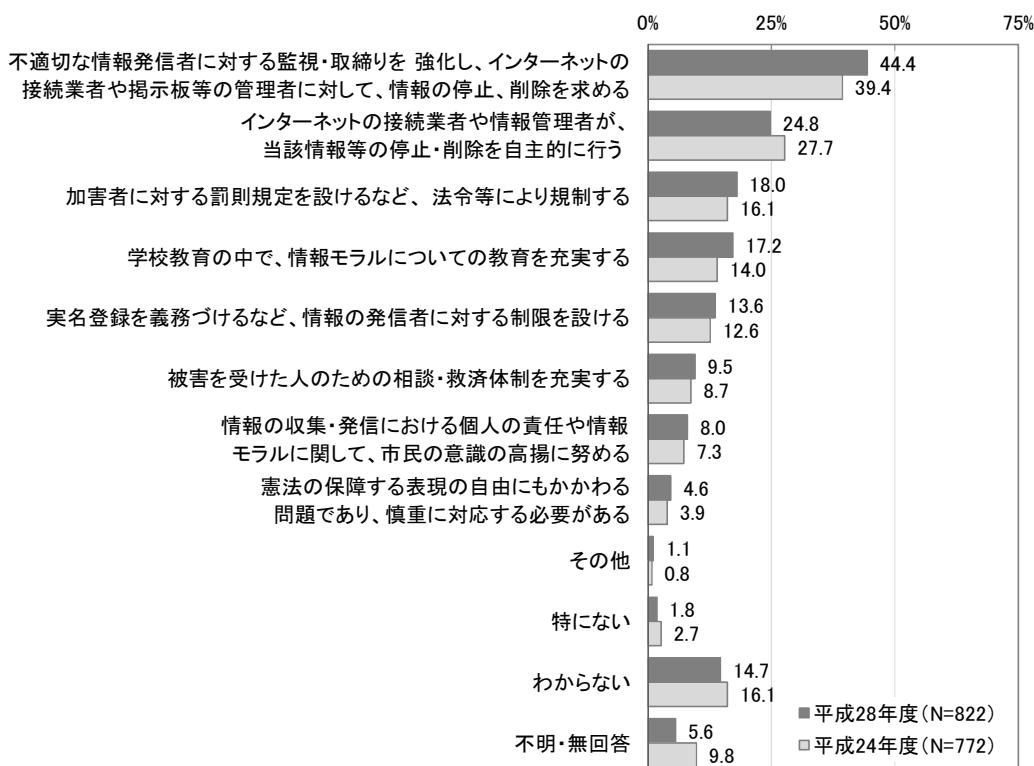
本市では、インターネットに関する人権問題に対する啓発や相談、有害サイトや人権侵害にあたる情報についての対応を行っています。

アンケート調査では、インターネットに関して人権上問題があると思うことについては、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が最も高くなっています。インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要な施策は、「不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化し、インターネットの接続業者や掲示板等の管理者に対して、情報の停止、削除を求める」が最も高くなっています。インターネットを利用する一人ひとりが情報モラル等に対する意識を高める働きかけや、インターネット環境の変化に応じた人権侵害問題への対応が求められます。

■インターネットに関して人権上問題があると思うこと



■インターネットを使った人権侵害を防ぐために必要な施策



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	情報収集や発信における個人の責任や情報モラルの理解の促進	教育委員会などと連携し、インターネット環境の変化に合わせて柔軟に対応し、人権問題に関する啓発活動に取り組みます。	危機管理課
		市民からの問い合わせや相談に対して、情報モラルや技術に関するアドバイスを実施します。	危機管理課
		学校の情報に関する授業において、インターネット上の誤った情報や偏った情報における問題や、情報の収集と発信における個人の責任と情報モラルなどについて、PTA等保護者と協力しながら、理解の促進を図ります。	学校教育課
②	人権侵害情報の削除要請	インターネットに書き込まれた人権侵害にあたる情報について、法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、サイトの管理人であるプロバイダなどに削除要請できることを市の媒体を通じて啓発します。	危機管理課

7 外国人の人権

現状・課題

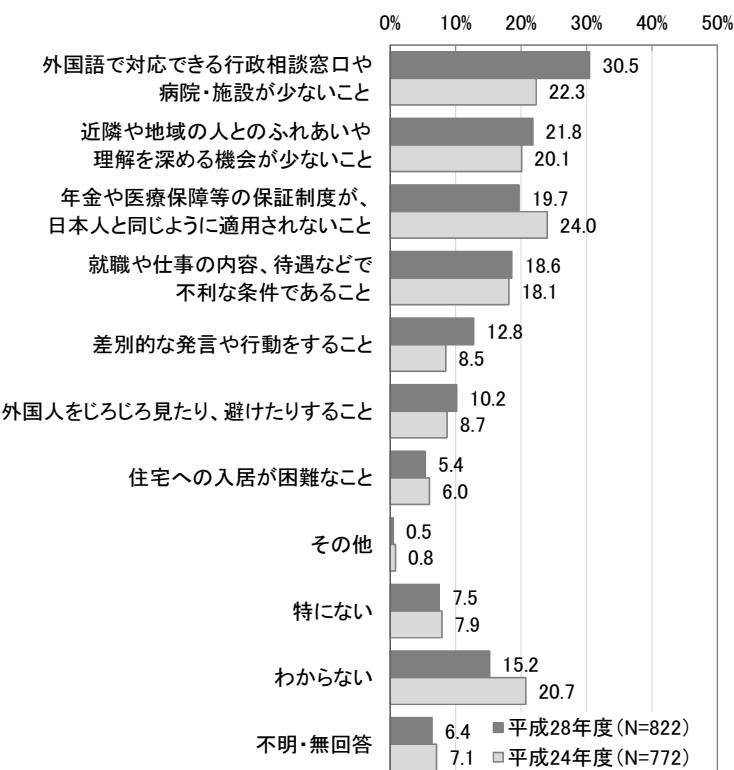
昨今の国際化を反映し、我が国に在留する外国人は年々増加しています。一方で言語、宗教、文化等の違いから外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しています。それぞれの違いを互いに尊重した多文化共生社会の実現が求められます。

国では、平成7（1995）年に国連で採択された「人種差別撤廃条約」に批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取り組みを進めています。近年では、平成28（2016）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動である、いわゆるヘイトスピーチの抑止・解消が図られています。

本市の外国人住民数は、平成29（2017）年12月末現在で691人であり、近年はほぼ横ばいの傾向となっています。一方で、国全体では2020年の東京オリンピックに向け訪日する外国人が年々増加しており、さまざまな場面で外国人と接触する機会が増えています。本市では国際理解に対する学校や地域での教育や、外国人市民への相談支援を行っています。

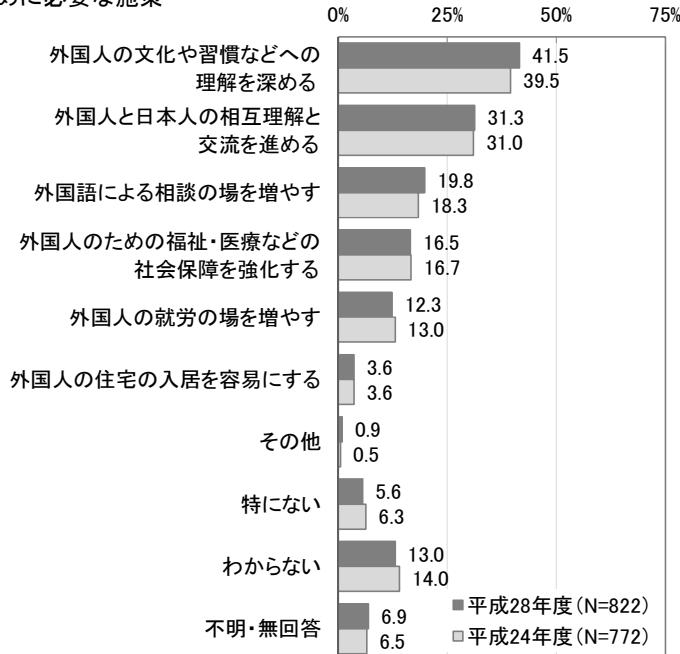
アンケート調査では、外国人に関して人権上問題があると思うことについては、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないとこと」「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないとこと」「年金や医療保障等の保証制度が、日本人と同じように適用されないとこと」「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件であること」「差別的な発言や行動をすること」「外国人をじろじろ見たり、避けたりすること」「住宅への入居が困難なこと」「その他」「特にない」「わからない」「不明・無回答」とあります。

■外国人に関して人権上問題があると思うこと



外国人の人権を守るために必要な施策は、「外国人の文化や習慣などへの理解を深める」「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」が高くなっています。外国人に対する差別・偏見を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育むための意識啓発や、外国人が地域で安心して生活できる相談体制や生活支援体制の整備が求められます。

■外国人の人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	国際理解の促進	市内国際交流団体による外国人との交流活動や、言語や文化を学ぶ機会の提供に対し、支援を行います。	総務課
②	学校教育における国際理解教育の推進	小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣し、授業内外でコミュニケーション能力と異文化を尊重する態度の育成を図ります。	学校教育課
③	外国人に対する相談体制の充実	外国人からの相談があった際に、「(公財)岐阜県国際交流センター」につなぎ、生活相談、こころの相談など必要なサービスが受けられるよう支援及び周知します。	社会福祉課

8 感染症患者などの人権

現状・課題

医学的にみて不正確な知識や思い込みにより、HIV^{*}感染者や、ハンセン病^{*}患者等の感染症患者、その家族への差別や偏見が根強く残っています。かつて感染症患者への人権問題が取りあげられることは多くありませんでしたが、近年はハンセン病患者への宿泊拒否事件に対する訴訟が起こるなど、人権問題が顕在化しています。

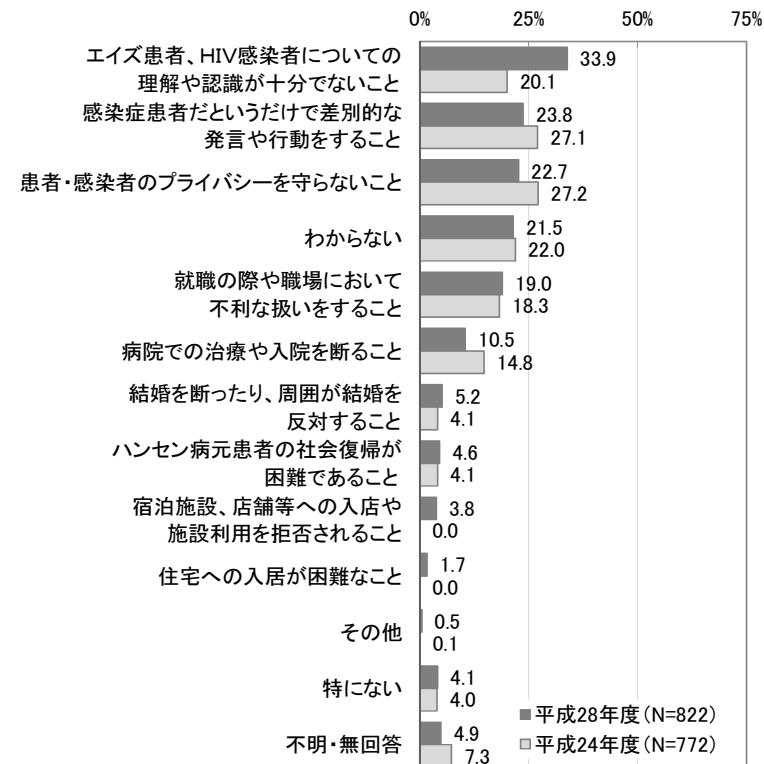
ハンセン病は、現在は治療方法も確立され後遺症もなく治癒しますが、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまでは、ハンセン病患者に対する強制隔離政策がとられていました。平成21（2009）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を施行し、ハンセン病患者に対する福祉の増進や名誉回復に向けた取り組みが進められていますが、現在でも差別や偏見がみられます。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患です。近年は治療法の開発も進んでいるため、「死の病気」から「生涯つきあっていく病気」へ変化しています。国では、平成元（1989）年に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（エイズ^{*}予防法）が制定されましたが、「治療よりも管理を優先している」との批判を受け、平成10（1998）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）を制定しています。また、「感染症法」ではHIV感染者だけでなく、ハンセン病患者を含めた感染症患者等の人権を尊重した対策の総合的な推進を目的としています。ハンセン病患者やHIV感染者等に対する人権問題は、正しい知識と理解の不足が起因しており、理解促進に向けた施策が求められます。

本市では、感染症予防のための取り組みや、感染症患者に対する人権に配慮した相談や医療の支援を行っています。

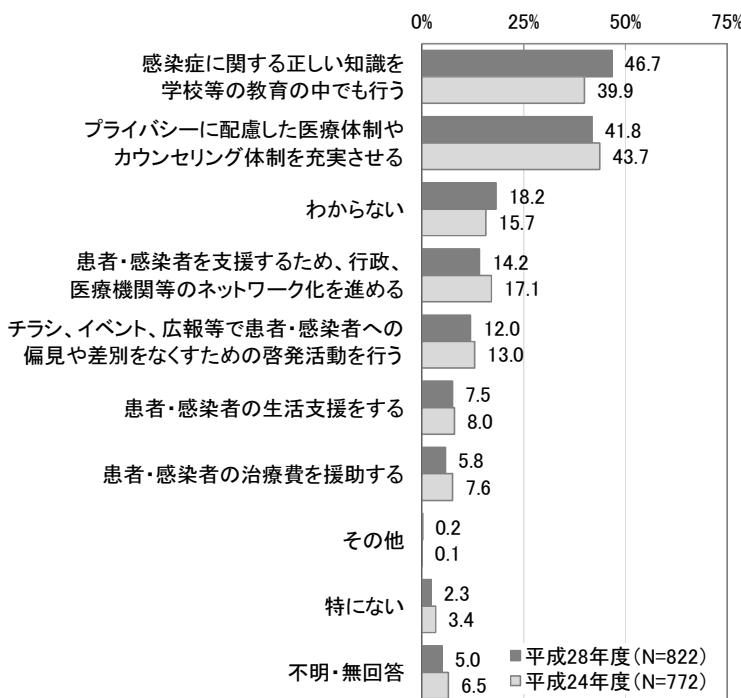
アンケート調査では、感染症患者に関して人権上問題があると思うことについては、「エイズ患者、HIV感染者についての理解や認識が十分でないこと」「感染症患者だというだけで差別的な発言や行動をすること」が高くなっています。経年比較すると、「エイズ患者、HIV感染者についての理解や認識が十分でないこと」が増加しています。

■感染症患者に関して人権上問題があると思うこと



感染症患者の人権を守るために必要な施策は、「感染症に関する正しい知識を学校等の教育の中でも行う」「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実させる」が高くなっています。それぞれの感染症に対する理解を高めることや、HIV感染者やハンセン病患者等の人権が尊重された生活を送れるような相談体制、医療提供の充実が求められます。

■感染症患者の人権を守るために必要な施策



推進施策

施策の方向		具体的な施策	担当課
①	相談・支援体制の充実	府内の関連部署との連携を図り、治療者への人権やプライバシーに配慮しながら相談支援を行います。	地域医療課
②	人権に配慮した保健医療の推進	医療機関などに対し、カウンセリング体制を充実させ、精神的なケアも行えるよう、協力を呼びかけます。	地域医療課
③	正しい知識の普及	治療目的や効果、費用や診療結果などについてわかりやすく適切な説明を行い、患者自身が内容を理解した上で医療行為を選択する「インフォームド・コンセント*」を促進します。	地域医療課
		性感染症などの情報提供を含めた性教育を推進します。	学校教育課

9 刑を終えて出所した人の人権

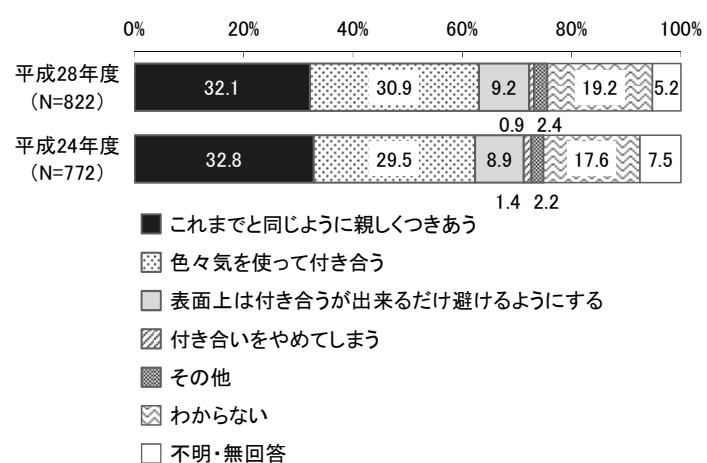
現状・課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は、本人の更生の意欲にかかわらず根強く残っており、就職や居住について厳しい扱いを受け社会復帰に対する妨げとなっています。また、マスコミによる過剰な報道や、犯罪とは無関係な人々の発言や行動により、プライバシーや名誉を侵害するような問題が発生しています。

本市では、刑を終えて出所した人に対して、関係機関と連携した人権啓発運動や相談支援を行っています。

アンケート調査では、知り合いが刑期を終えた出所者だと分かったときの対応については、「これまでと同じように親しくつきあう」「色々気を使って付き合う」が高くなっています。刑を終えて出所した人が地域社会の一員として円滑に生活を営むことができるよう、家族や職場、地域社会などと協力し、社会復帰の手助けとなる支援を行うことが求められます。

■ 知り合いが刑期を終えた出所者だと分かったときの対応



推進施策

施策の方向	具体的な施策	担当課
① 刑を終えた人の社会復帰の支援及び犯罪・非行防止に関する啓発の推進	恵那保護区保護司会、恵那地区更生保護女性会による更正保護活動及び再犯防止等に対する支援を行います。	総務課
② 相談・支援体制の充実	生活についての相談に対して、地域生活定着支援センターと連携し、支援を行います。	社会福祉課

10 その他の人権

人権に関する課題は、本計画でここまで取りあげてきた事項以外にも、さまざまなものがあります。それぞれの人権課題について認識を高めるとともに、国や県、近隣市町村と連携した相談や支援に取り組みます。

犯罪被害者

犯罪にあう可能性は誰にでもあります。思いがけず犯罪被害者となった人やその家族は、犯罪の直接的な被害に加え、興味本位のうわさや、誤解に基づく誹謗・中傷、マスメディアによる過剰な取材や報道等により名誉や平穏が侵害されるなど二次的な被害がみられます。

国では、平成 16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等の保護のための施策を推進するとともに、平成 17（2005）年に「犯罪被害者等基本計画」を策定、平成 23（2011）年、平成 28（2016）年に見直しを行い、「第 3 次犯罪被害者等基本計画」では損害回復・経済的支援等への取り組み、精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み等、5 つの重点課題をあげています。犯罪被害者等に対する理解を深め、丁寧な相談等を行うことで、平穏な生活を支援することが求められます。

犯罪被害者やその家族等、問題を抱えている犯罪被害者等へ「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター」等の相談・支援業務を行っている専門機関・関係機関等の周知を図ります。

性的指向・性自認を理由とする人権問題

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどの対象に向かうかを示す概念であり、性自認とは、自分の性をどう認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。近年、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）という言葉の認知が高まりつつありますが、性的指向や性自認について少数者である人々（以下「性的少数者」という。）は差別や偏見を恐れて相談ができず悩みを抱えている場合があります。

国では、平成 16（2004）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害※特例法）が施行し、一定の条件を満たす性同一性障がい者について、性別の取扱いの変更審判が受けられるようになるなど、取り巻く環境の改善が図られています。平成 20（2008）年には同法を改正し、性別変更できる条件が緩和されました。しかしながら、性的少数者に対する十分な認識が進んでいないことから、家族や身近な人からも理解を得られず、孤独感に陥りがちです。性的少数者を理解するための教育・啓発活動を進めるとともに、悩みを気軽に相談できるような体制整備が求められます。

性的指向・性自認を理由に、誤った差別や偏見により人権が侵害されることがないよう、性的少数者が直面する問題を正しく理解し、差別や偏見をなくすための啓発活動に努めます。

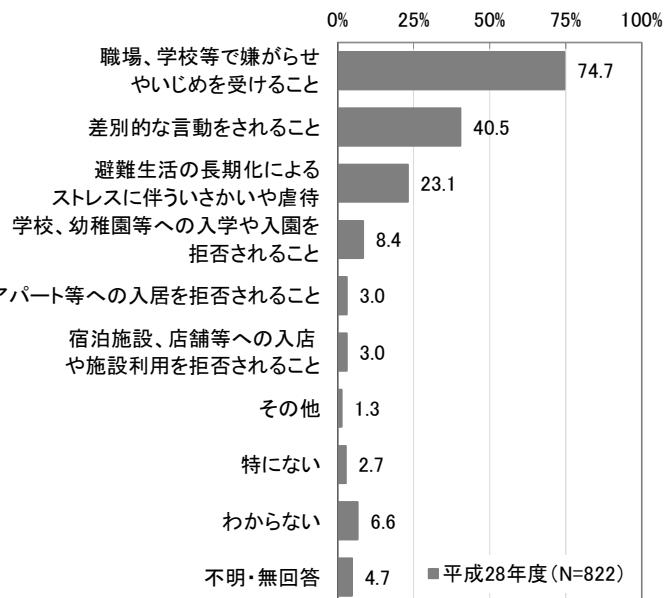
災害に伴う人権問題

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災は東北地方をはじめ東日本を中心に甚大な被害をもたらし、多くの人が避難生活を余儀なくされました。また地震と津波にともない発生した福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとするとともに、風評被害によりいじめや嫌がらせ等の人権侵害も発生させています。また、平成 28（2016）年に発生した熊本大地震では、避難所でのプライバシーの確保や、障がいのある人、女性、高齢者、外国人への配慮が課題として認識されました。

アンケート調査では、東日本大震災等の被災者に関して人権上問題があると思うことについては、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が最も高くなっています。災害時に誤った情報に惑わされ被災者への人権を侵害しないよう意識づくりや、あらゆる人に配慮した避難支援や避難所整備が求められます。

災害時に被災者的人権を確保するには、平常時からの備えが必要です。災害時に、被災者的人権が侵害されないよう、思いやりと正しい知識・情報により、被災者的人権に対する認識を高めるための啓発活動に努めます。

■東日本大震災等の被災者に関して人権上問題があると思うこと



労働者の人権問題

職場における労働者への人権問題としては、嫌がらせやいじめなどの「ハラスメント」があげられます。

国では、セクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）の対策として、平成 11（1999）年に施行された改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）で、セクハラに係る規定を盛り込みました。さらに、平成 19（2007）年の改正では事業主に対する措置を義務づけ、平成 26（2014）年の改正では男女問わずセクハラの対象となることを明記しています。

パワハラ※（パワー・ハラスメント）や、マタハラ※（マタニティ・ハラスメント）等のハラスメントについても、職場における重大な人権侵害となっており、平成 29（2017）年の「男女雇用機会均等法」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正では、妊娠・出産・育児・介護が仕事と両立できるようなハラスメント防止措置義務が新設されています。

また、我が国では依然として長時間労働が問題となっており、過労死やいわゆる「ブラック企業」等が社会問題となっています。働き方改革に向けて企業への啓発や支援を行うこと

が求められます。

ハラスメント防止のため企業の管理者や従業員の意識を高めることや、被害にあった際の相談体制・救済措置の整備、事業主、労働者が協働して人権意識を尊重した職場環境をつくることが求められます。

ハラスメントや長時間労働等、職場環境を取り巻く問題で人権が侵害されることがないよう、事業者と労働者が協力し、人権意識を尊重する職場環境づくりのための啓発活動に努めます。

ホームレス

やむを得ない事情でホームレスとなる人も多数いるなか、ホームレスへの襲撃事件や嫌がらせ、暴行事件が発生しています。

国では、平成 14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が時限立法として施行し、これに基づき、平成 15（2003）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレス施策を推進してきました。平成 20（2008）年には見直しが行われ、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたって施策が総合的に推進されています。

ホームレスの人々に対する自立支援に加え、ホームレスが所在する付近の住民に対する配慮や、ホームレスへの差別や偏見の解消、暴行等の非人道的な行為を防止するための啓発活動や相談支援に努めます。

アイヌの人々

アイヌの人々は固有の言語や伝統等、独自の文化を有していますが、近年以降の同化政策により十分な保存・継承が図られているとはいえない状況となっています。

国では、平成 9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ新法）が施行、平成 20（2008）年に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、アイヌに関する研究やアイヌ文化や伝統について、知識の普及啓発を図る施策が進められています。

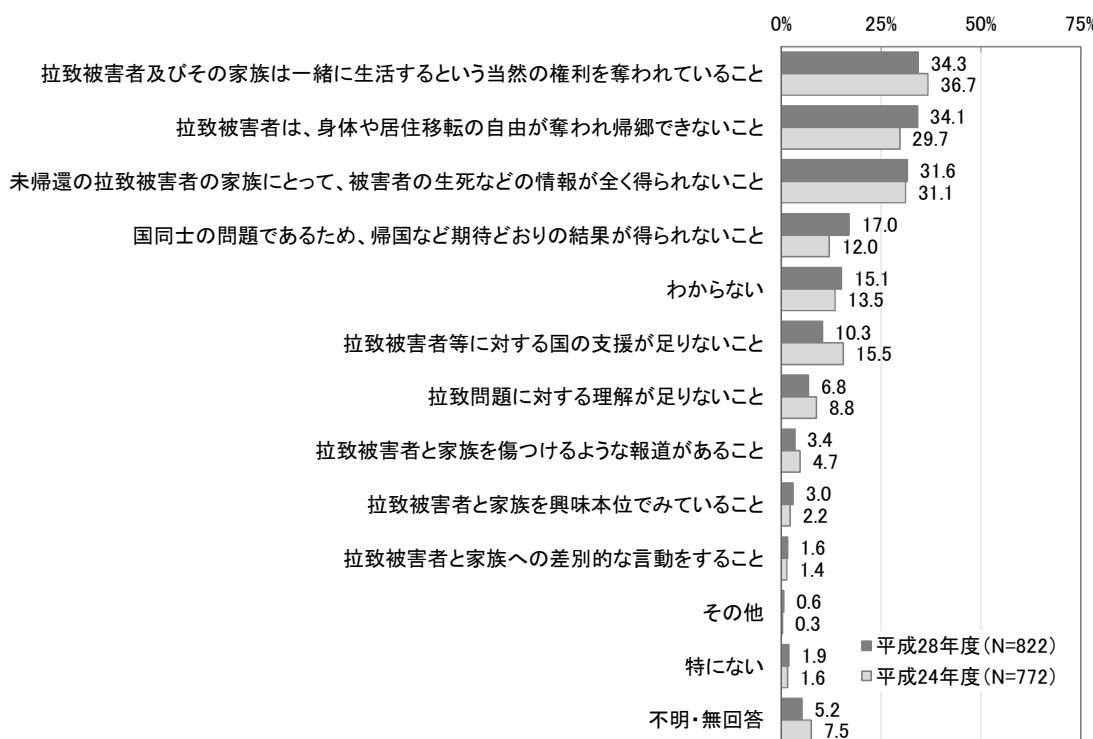
アイヌの人々がおかけてきた歴史的な背景や差別の実態、伝統や生活習慣などを正しく理解し、偏見や差別を解消していくため啓発活動を、関係機関と連携し推進に努めます。

北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮による日本人拉致は我が国の喫緊の国民的課題です。平成 14（2002）年の日朝首脳会談では、北朝鮮側が日本人拉致を認め謝罪し、拉致被害者 5 人の帰国が実現しました。しかしながら他の被害者については北朝鮮から納得のいく説明がなされていません。平成 18（2006）年には北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して実態を解明し、抑止を図ることを目的に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）を施行しました。

アンケート調査では、拉致被害者等に関して特に人権上問題があると思うことについては、「拉致被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」「拉致被害者は、身体や居住移転の自由が奪われ帰郷できないこと」が高くなっています。北朝鮮当局による日本人拉致が重要な人権侵害問題であることを周知し、認識を高める啓発活動について、関係機関と連携し推進に努めます。

■拉致被害者等に関して特に人権上問題があると思うこと



人身取引

性的搾取、強制労働等を目的として人の売買等を行う人身取引は重大な犯罪かつ深刻な人権侵害にあたります。

国では、平成21(2009)年に「人身取引対策行動計画2009」に基づいて人身取引の防止や撲滅、被害者の保護を推進してきました。平成26(2014)年には「人身取引対策行動計画2014」を策定し、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組み、人身取引の根絶を目指すこととされています。

人身取引が重大な人権侵害であることについて、市民の認識を高めるとともに被害者に対する相談や保護等の適切な措置が取られるよう、関係機関と連携し、啓発活動に努めます。

第6章 指針の推進

1 指針の推進体制

◆市民との協働

施策の推進にあたっては、市民と問題を共有し、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが必要です。情報収集を図り、市民の意見を反映していくように努めます。

◆各種団体との連携

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るには、関係団体との連携、地域や学校、企業などの理解と協力により一体となった推進が必要です。これら各方面への協力を積極的に働きかけます。

◆国・県などとの連携

人権問題は、さまざまな課題があり専門的な知識が必要であるため、国（岐阜地方法務局中津川支局など）や県との連携が重要です。岐阜県の担当課である人権施策推進課（岐阜県人権啓発センター）や岐阜県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体などとの連携を進めます。

◆府内の連携

本市における人権施策を推進するため、あらゆることに関連する問題に対し、全庁的な取り組みが必要となります。このため「恵那市人権施策推進会議」を中心に府内関係課と連携・協力して総合的かつ効果的に本指針を推進します。

2 指針の進行管理

本指針の進行管理については、「恵那市人権施策推進会議専門部会」において、指針の進捗とその効果について、現状の報告と施策の評価を行うとともに、その意見を施策の推進に反映します。

第7章 資料集

1 用語解説

あ行

1家庭1ボランティア	21世紀を拓く心豊かでたくましい子どもを育てるために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの教育力を発揮し、地域ぐるみで「心の教育」を推進していく岐阜県の県民運動。
インフォームド・コンセント	説明と同意（informed-consent）のこと。医師は患者に対して、受けた治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用について、十分にかつわかりやすく説明する義務がある。また、患者は自分の身体に起きていることを知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問点を解消し納得した上で治療を受けることに同意すること。
エイズ	[acquired immunodeficiency syndrome] 後天性免疫不全症候群。病原体はHIV。性交・輸血・血液製剤の使用などで男女ともに感染する。免疫機構が破壊され、通常なら発病しない細菌やウイルスでも発病し、カポジ肉腫など悪性腫瘍を合併する。
HIV (エイチ・アイ・ブイ)	[human immunodeficiency virus] ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるレトロウイルス科レンチウイルス亜科に属する球形ウイルス。免疫細胞を侵食して免疫機能を低下させる。
SNS (エス・エヌ・エス)	Social Networking Service の略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス（サイト）。最近は、会社や組織の広報としても利用されている。
えせ同和行為	同和問題を口実にして、不当な利益や義務のないことを要求する行為。えせ同和行為の横行は、同和問題の解決に真摯に取り組んでいる人や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、問題解決の大きな阻害要因となる。
恵那市総合計画	市政経営における恵那市の最上位計画。策定にあたっては、職員はもとより、公募市民委員の参加、市民意識調査や地域懇談会の開催などにより市民の声を取り入れ、恵那市が目指す「将来像」を実現するための具体的な施策を明らかにする。

か行

介護保険制度	40歳以上の被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態に関し、必要な介護サービスの保険給付を行う社会保障制度。40歳以上の国民の保険料と国・県・市町村の公費を財源として市町村などが保険者となる。
--------	---

完全参加と平等	ノーマライゼーションの理念をふまえた国際障害者年（昭和 56（1981）年）のテーマ。障がいのある人がそれぞれの住む社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と、社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を意味する。
岐阜県人権啓発センター	女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人などの人権に関する問題の解決を図るため設置されたもの。総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行う。
基本的人権	日本国憲法によって保障されている、人間が生まれながらにして持っている基本的な権利。思想・表現の自由などの自由権、生存権などの社会権、参政権、国・公共団体に対する賠償請求権など。
共生社会	ユネスコ国際理解教育における“to live together”（共に生きる）の日本語訳として使われている言葉。「国際寛容年」の寛容の使い方と同義語。自分を理解し、お互いが違いを認め尊重しあい、共に生きる社会を指す。
緊急通報システム	ひとり暮らしの高齢者などが住宅内で火災や急病などの緊急事態に陥った時に、消防本部に自動的に通報され、すみやかな対応ができるようにしたシステム。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者などに代わり、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	恵那市が実施する高齢者福祉事業の目標を示すとともに、制度の円滑な運営を目指すことを目的に、老人福祉法による「高齢者福祉計画」と介護保険法による「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。
国際人権規約	世界人権宣言の精神に基づき、それに法的拘束力を持たせるため条約化したもの。昭和 41（1966）年 12 月に国連総会で採択された「1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約」「3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の議定書」の 3 つの条約の総称。日本は、1. 及び 2. の規約について、昭和 54（1979）年 6 月に締結。
子育て支援	子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てて、子ども自身が健やかに育っていける社会を形成するため、国、地方自治体をはじめ、企業、職場、地域社会を含めた社会全体として総合的に子育てを支援していく取り組み。
子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)	平成元（1989）年 11 月に国連総会で採択された条約。前文及び 54 条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護など、児童の権利に関して包括的に規定。日本は、平成 6（1994）年に批准。

さ行

サロン	コミュニケーションを図ることを主な目的とするふれあいの場。
次世代育成支援行動計画	子どもの健全育成と子育て家庭の支援を目的とした計画。
児童虐待	親または親に代わる保護者から児童に加えられる虐待のこと。虐待には、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがある。
生涯学習	生涯にわたっていつでもそれぞれの目的に応じて、自由に学習機会を選択し、学んだことを行動につなげていくこと。
障がい児福祉計画	児童福祉法に定められた障害児通所支援及び障害児相談支援等の障がい児に必要なサービスの提供体制の確保を定めた計画。
障がい者計画	障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る、障がい者のための施策に関する基本的な計画。
障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)	あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成 18 (2006) 年 12 月 13 日に国連総会において採択され、平成 20 (2008) 年 5 月 3 日に発効した。日本は平成 19 (2007) 年 9 月 28 日にこの条約に署名、平成 26 (2014) 年 1 月 20 日に批准書を寄託し、同年 2 月 19 日に効力を発生した。
障がい福祉計画	障害者総合支援法に定められた福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を定めた計画。
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和 54 (1979) 年 12 月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的とする。日本は、昭和 60 (1985) 年 6 月に締結。
シルバー人材センター	おおむね 60 歳以上の高齢者を会員とし、社会参加と生きがいづくりを目的に、就労の場を斡旋するための組織。
人権啓発	人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための活動。
人権教育	人間の尊厳の確立を目指し、異なる人種・宗教・国籍などを越えて互いに平等であるとの自覚に立って人権を擁護する、知的・感情的発達や態度・判断力の形成を促す教育。
人権教育・啓発に関する基本計画	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 7 条の規定に基づき、平成 14 (2002) 年 3 月 15 日に閣議決定された計画。
人権教育のための国連 10 年	平成 6 (1994) 年 12 月の国連総会において決議された、平成 7 (1995) 年～平成 16 (2004) 年までの 10 年間を「人権教育のための 10 年」とすること。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、さまざまな活動を行うことを提唱。日本では、平成 9 (1997) 年 7 月に、「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」を同推進本部（本部長内閣総理大臣）より提示。

人権週間	12月10日の「人権デー」を最終日とする一週間。人権デーは、昭和23(1948)年の第3回国連総会で、世界人権宣言が採択されたことを記念に定められる。国連からすべての加盟国に対し、記念行事を実施するよう呼びかけており、日本でも人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動が全国的に展開される。
人権擁護委員	市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱する人権擁護活動を行う任務を持つ人。
人種差別撤廃条約 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)	昭和40(1965)年12月に国連総会で採択された条約。締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策などを遅滞なくとることを主な内容とする。日本は平成7(1995)年12月に批准。
性同一性障害	生物学的には性別が明らかであるが、人格的には別の性に属していると確信している状態。個人の身体的性別(セックス)と社会的心理的性別役割(ジェンダー)が一致しない状態。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。
世界人権宣言	昭和23(1948)年12月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他、経済的・社会的権利について、各国が達成すべき基準を定める。
セクシュアル・ハラスメント	日本の定義として、「相手方の意に反して、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によって仕事をする上で一定の不利益を与えられたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とし、平成11(1999)年4月に改正された男女雇用機会均等法で、職場での防止を事業主に義務づける。

た行

男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のこと。
男女共同参画プラン	性別にかかわりなく個人の持てる能力を發揮し、男女が共同して地域を支えていく社会を目指した取り組みを推進するために策定された計画。
地域ケア個別会議	介護の分野で、個別ケースについて多職種が多方面から検討を行い、課題解決や専門職の資質向上を図る場。
地域包括ケアシステム	高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい、が一体的に切れ目なく提供される体制の整備を目指したシステム。

出前講座	市民、市や民間企業などの職員が講師となって地域へ出向き、それぞれの専門的な立場から提供する講座。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける、さまざまな暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含む。
同和対策審議会	同和問題の解決に資するため、旧総理府に付属機関として、昭和35（1960）年8月13日に設置。同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立、その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査・審議する。

な行

日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。
認知症	いろいろな原因で脳の働きが悪くなり、さまざまな障がいが起こることで、社会生活や職業生活に支障をきたしている状態。
認知症サポーター	認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人で、養成講座を受けることでサポーターとなる。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印。

は行

バリアフリー	障がい者や高齢者などの身体的、精神的な障壁などをなくすこと。階段の代わりに緩やかなスロープを付けたり、道路の段差をなくすこと。恵那市では県の基準に準ずる。
パワハラ（パワー・ハラスメント）	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為。
ハンセン病	らい菌による感染症で、感染力は弱く、発病の危険性が少ない。治療法は確立されている。
ピアカウンセリング	障がいのある人が、自らの体験に基づいて同じ立場や仲間である他の障がいのある人の相談に応じることにより、問題の解決を図ること。
男女（ひと）のわネットワーク	男女共同参画社会に向けて、行政と協働でプランの推進を行う市民団体。
ひびきあいの日	人権同和教育における行動力の育成を目的とする取り組み。人権週間にあわせて各園、各学校が「ひびきあいの日」を設定し、人権同和教育の学習成果を公表したり、交流活動を行う。人権問題に対する実践的態度の育成と、人権感覚を高める。

フィルタリングサービス	インターネット上などに公開されている情報のうち、暴力や犯罪など特定のテーマへのアクセスをプロバイダーや携帯電話事業者が選択的に制限するサービス。
ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣が委嘱する。

ま行

マタハラ（マタニティ・ハラスメント）	妊娠・出産や、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）等の行為や、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき各市町村に置かれる奉仕者で、厚生労働大臣が委嘱する者。地域社会において、福祉にかかるさまざまな調査・相談、福祉の措置を必要とする人に対する指導・助言や、福祉事務所・各種相談所など関係行政機関に対する協力などの活動を行う。また民生委員は、児童委員を兼務することとなっており、児童委員としても、児童・妊産婦の状態把握、福祉に関する援助や指導、児童相談所や福祉事務所などとの連携、協力をを行う。平成6（1994）年から児童福祉専門の主任児童委員が委嘱され、児童委員とともに活動している。

わ行

ワークライフバランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。
------------	---

2 参考資料

1 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が專制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他 の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。

また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならぬ。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならぬ。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、

高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に從事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 国際人権規約(抄)

1966年12月16日

第21回国際連合総会 採択

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

この規約の締約国は、国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、世界人権宣言によれば、自由な人間は恐怖及び欠乏からの自由を享受することであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、次のとおり協定する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）

この規約の締約国は、国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めすることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、次のとおり協定する。

3 日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日 公布

昭和 22 年 5 月 3 日 施行

前 文

日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉〕

第12条 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び榮典の限界〕

第14条 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的關係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 榮誉、勳章その他の榮典の授与は、いかなる特權も伴はない。榮典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔宗教の自由〕

第20条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族關係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める國の義務〕

第25条 すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 國は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止]

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

[遡及処罰、二重処罰等の禁止]

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第10章 最高法規

[基本的人権の由来特質]

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試録に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抄)

平成12年12月6日 公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)

1979年12月18日

第34回国際連合総会 採択
(昭和60年7月1日条約第7号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮屈の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適當な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適當な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適當な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適當な立法その他の措置（適當な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適當な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

6 男女共同参画社会基本法(抄)

(改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

7 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

(改正 平成 28 年 3 月 31 日法律第 17 号)

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十二条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)

(改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応じること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

9 ストーカー行為等の規制等に関する法律(抄)

(改正 平成 29 年 5 月 26 日政令第 150 号)

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為について、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抄)

(平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号)

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

11 児童の権利に関する条約(抄)

1989 年 11 月 20 日

第 44 回国際連合総会 採択
(平成 6 年 5 月 16 日条約第 2 号)

前文

この条約の締約国は、
国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意见その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができる事を宣言し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができる事を宣言したことを探起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣言された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924 年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関

する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のこととを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

(a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。

(b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。

(c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第2部

第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

12 児童虐待の防止等に関する法律(抄)

(改正 平成 29 年 3 月 29 日政令第 63 号)

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

13 児童福祉法(抄)

(改正 平成 29 年 6 月 23 日法律第 71 号)

第一章 総則

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

○ 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

14 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(抄)

(改正 平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号)

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

15 いじめ防止対策推進法(抄)

(改正 平成 28 年法律第 47 号)

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行なう者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

16 子どもの貧困対策の推進に関する法律(抄)

(平成 25 年法律第 64 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

17 高齢社会対策基本法(抄)

(改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

第 2 章 基本的施策

(就業及び所得)

第 9 条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第 10 条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めるができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第 11 条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第 12 条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むができるようするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講

するものとする。

- 2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

18 老人福祉法(抄)

(改正 平成 27 年 5 月 29 日法律第 31 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

19 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抄)

(平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

20 障害者の権利に関する条約(抄)

(改正 平成 25 年 6 月 26 日法律第 65 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

21 障害者基本法(抄)

(改正 平成 25 年 6 月 26 日法律第 65 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

22 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(抄)

(改正 平成 28 年 6 月 3 日法律第 65 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るために、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

23 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(改正 平成二八年三月四日政令第五六号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

24 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄)

(平成 29 年 1 月 20 日政令第四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

25 部落差別の解消の推進に関する法律

(改正 平成 28 年 2 月 16 日法律第 109 号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるも

のであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行ふものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

26 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(抄)

(改正 平成 29 年 6 月 23 日法律第 75 号)

(目的)

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

(基本理念)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に関する事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

27 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(抄)

(平成 13 年 11 月 30 日法律第 137 号)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次

の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。
- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
 - 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。
- （発信者情報の開示請求等）
- 第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。
- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穀を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

28 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(抄)

1965年12月21日
第20回国際連合総会 採択
(平成7年12月20日条約第26号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基づいており、並びにすべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するという国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し、

世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人がいかなる差別をも、特に人種、皮膚の色又は国民的出身による差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることを考慮し、

すべての人間が法律の前に平等であり、いかなる差別に対しても、また、いかなる差別の扇動に対しても法律による平等の保護を受ける権利を有することを考慮し、

国際連合が植民地主義並びにこれに伴う隔離及び差別のあらゆる慣行（いかなる形態であるかいかなる場所に存在するかを問わない。）を非難してきたこと並びに1960年12月14日の植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言（国際連合総会決議第1514号（第15回国会期））がこれらを速やかにかつ無条件に終了させる必要性を確認し及び厳肅に宣言したことを考慮し、

1963年11月20日のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言（国際連合総会決議第1904号（第18回国会期））が、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し並びに人間の尊厳に対する理解及び尊重を確保する必要性を厳肅に確認していることを考慮し、

人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は実際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、

人種、皮膚の色又は種族的出身を理由とする人間の差別が諸国間の友好的かつ平和的な関係に対する障害となること並びに諸国民の間の平和及び安全並びに同一の国家内に共存している人々の調和をも害するおそれがあることを再確認し、

人種に基づく障壁の存在がいかなる人間社会の理想にも反することを確信し、

世界のいくつかの地域において人種差別が依然として存在していること及び人種的優越又は憎悪に基づく政府の政策（アパルトヘイト、隔離又は分離の政策等）がとられていることを危険な事態として受けとめ、

あらゆる形態及び表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なすべての措置をとること並びに人種間の理解を促進し、いかなる形態の人種隔離及び人種差別もない国際社会を建設するため、人種主義に基づく理論及び慣行を防止し並びにこれらと戦うことを決意し、

1958年に国際労働機関が採択した雇用及び職業についての差別に関する条約及び1960年に国際連合教育科学文化機関が採択した教育における差別の防止に関する条約に留意し、

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言に具現された原則を実現すること及びこのための実際的な措置を最も早い時期にとることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第1部

第6条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

29 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(抄)

(改正 平成28年6月3日法律第68号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

30 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(抄)

(改正 平成 26 年 11 月 27 日法律第 121 号)

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らゝ いゝ予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下本則において「廃止法」という。）によりらゝ いゝ予防法（昭和二十八年法律第二百二十四号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹り患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

31 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)

(改正 平成 28 年 2 月 5 日政令第 41 号)

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見

が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るために、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

32 犯罪被害者等基本法(抄)

(改正 平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

33 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(抄)

(改正 平成 23 年 5 月 25 日法律第 53 号)

(趣旨)

第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

34 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(抄)

(改正 平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第九条の三並びに第六十一条第三十三項及び第三十四項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第八章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条及び第十一章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である労働者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。

二 介護休業 労働者が、第三章に定めるところにより、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。

三 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。

四 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。

五 家族 対象家族その他厚生労働省令で定める親族をいう。

(基本的理念)

第三条 この法律の規定による子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に發揮して充実した職業生活を営むとともに、育児又は介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようすることをその本旨とする。

2 子の養育又は家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉を増進するよう努めなければならない。

35 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(抄)

(改正 平成 24 年 6 月 27 日法律第 46 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

36 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(抄)

(改正 平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号)

(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

37 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(抄)

(改正 平成 19 年 7 月 6 日法律第 106 号)

(目的)

第一条 この法律は、二千五年十二月十六日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

第3次 恵那市人権施策推進指針

平成30年3月 発行：恵那市 社会福祉課

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

電話：0573-26-2111（代） FAX：0573-25-7294



恵那市公式キャラクター『エーナ』